平成22年6月宮崎県定例県議会 **商工建設常任委員会会議録** 平成22年6月14日~15日

場 所 第5委員会室

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

- ○議案第9号 工事請負契約の変更について
- ○議案第10号 財産の取得について
- ○議案第12号 宮崎県土地開発公社の解散につ いて
- ○報告第2号 専決処分の承認を求めることに ついて(平成22年度宮崎県一般 会計補正予算(第1号))

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及 び調停について (別紙2)
- ・県が出資している法人の経営状況について 宮崎県住宅供給公社(別紙3) 宮崎県道路公社(別紙4) 宮崎県土地開発公社(別紙5) 財団法人宮崎県機械技術振興協会(別紙12) 財団法人宮崎県産業支援財団(別紙13) 財団法人宮崎県建設技術推進機構(別紙16)
- 平成21年度宮崎県繰越明許費繰越計算書(別 紙18)
- ○請願第9号 「宮崎県中小企業振興基本条例 (仮称)」の制定を求める請願
- ○請願第38号 宮崎地方最低賃金改正について の請願
- ○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す る調査
- ○その他報告事項
- ・「中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業」第2次募集結果について
- · 「新規学校卒業者等雇用創出·人材育成事業

- | 第2次募集結果について
- ・口蹄疫に関する緊急影響調査結果

出席委員(9人)

委 水間篤典 員 長 副 委 員 長 山下博 三 委 員 外 山 博 \equiv 委 員 蓬 原 TF. 委 員 外 山 衛 西 村 委 員 賢 委 員 海 太田 清 委 員 新見 昌 安 坂 口 博 美 委 員

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者商工観光労働部

商工観光労働部長 渡邊亮一 商工観光労働部次長 梅原誠 史 男 企業立地推進局長 森 幸 観光交流推進局長 弘 長嶺 泰 部参事兼商工政策課長 古 賀 孝 士 金融対策室長 福 田 直 工業支援課長 冨 高 敏 明 商業支援課長 金 子 洋 + 労働政策課長 篠田 良 廣 地域雇用対策室長 俊 治 柳 田 企業立地課長 匡 俊 山口 観光推進課長 後 沢 彰 宏 小八重 英 みやざきアピール課長 工業技術センター所長 至 橋 口 貴 食品開発センター所長 河 野 満 洋

押川利孝

県立産業技術専門校長

県土整備部

県土整備部長 児 玉 宏 紀 県土整備部次長 堀 野 誠 (総括) 県土整備部次長 出 田 健 了 (首路•河川•港湾担当) 県土整備部次長 藤 佐 徳 (都市計画・建築担当) 高速道対策局長 渡 讱 学 管 理 課長 成 合 修 部参事兼用地対策課長 服 部 芳 邦 技術企画課長 雄 义 師 工事検査課長 今 西 宏 美 之 道路建設課長 賀 宏 白 道路保全課長 満 留 康 裕 河 川 課 長 野 中 和 弘 ダム対策監 小 嶋 雄一郎 防 課 長 平 砂 \blacksquare 善 港 湾 課 長 野 田 和 彦 空 港 ・ ポ ー ト 井 義 治 永 セールス対策監 都市計画課長 井 上 康 志 建築住宅課長 Ш 崹 俊一郎 営 繕 課 長 伊 藤 信 繁 施設保全対策監 酒 井 正 吾 高速道対策局次長 野 俊春 河

事務局職員出席者

議事課主査本田成延議事課主査関谷幸二

〇水間委員長 ただいまから商工建設常任委員 会を開会いたします。

外山三博委員は所用のため午後からの出席に なるということでございます。御理解をいただ きたいと思います。 まず、委員会の日程についてであります。お 手元に配付いたしました日程案のとおりでよろ しいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水間委員長 それでは、そのように決定いた します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。 午前10時3分休憩

午前10時5分再開

〇水間委員長 委員会を再開いたします。

商工観光労働部においでいただいております。本委員会に付託されました議案等について 説明をいただきたいと思います。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

それでは、商工観光労働部長、御説明をお願いします。

〇渡邊商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

資料の説明に入ります前に、幹部職員の異動がありましたので、御紹介させていただきます。6月1日に工業支援課長に異動してまいりました富高敏明でございます。

それでは、本日お配りしております商工建設常任委員会資料の目次にありますとおり、平成22年6月定例県議会提出議案、平成22年6月定例県議会提出報告書などについて御説明いたしますが、あわせまして、本日、別冊資料としてお配りした資料にあります口蹄疫に係る緊急経済対策などについても御説明させていただきます。

それでは、商工建設常任委員会資料、さきに お配りしておりますが、資料のほうの1ページ をお開きいただきたいと思います。今回提案し ております議案につきまして、商工観光労働部 についての概要であります。

まず、議案第10号「財産の取得について」でありますが、宮崎フリーウェイ工業団地用地の取得に関し、県議会の議決を求めるものでございます。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」でありますが、4月28日に知事が専決処分を行った「平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」について承認を求めるものでございます。これは口蹄疫に関する緊急対策に伴う補正でございまして、商工観光労働部の一般会計歳出は、補正前の額537億7,770万1,000円に25億3,208万4,000円を増額しまして、合計が563億978万5,000円となります。

続きまして、別冊の資料をお開きいただきたいと思います。今回の口蹄疫に係る緊急経済対策、これは商工観光労働部関係でございますけれども、これについて御説明いたします。

まず、1ページをお開きいただきたいと思いますが、1の基本的な考え方でございます。当面の緊急的な対策といたしまして、必要性の高い雇用対策、金融対策等に国の対策と連動しながら取り組みたいと考えております。また、今回の口蹄疫は商工業のさまざまな分野に影響がありまして、その影響実態を見きわめながら、国の新たな対策等も踏まえ、支援策の検討を行っていきたいと思っています。なお、観光・小売・サービス業等につきましては、終息後に、行政、民間等の共同による需要喚起策を講じてまいりたいと考えております。

次に、2の緊急経済対策でございますが、 (1)の雇用対策についてであります。収益減 による従業員の雇用維持が困難な企業につきま しては、雇用調整助成金等の利用促進を図りま して、従業員の雇用の維持を図ります。また、 離職者に対する雇用の場の確保や就労支援を 行ってまいりたいと考えております。既に国に 対し、雇用調整助成金の特例措置を要望しまし て、その結果、要件緩和等が実現できました が、今後、ふるさと雇用再生特別基金事業等の 市町村補助金を活用して、雇用創出等の支援、 あるは雇用創出等を目的とした既定事業の活用 による支援、県と宮崎労働局等との連携による 雇用・労働緊急連絡会議の設置、あるいは職業 訓練の活用による就業支援などに取り組んでま いりたいと考えております。

次に、(2)の金融対策でございます。運転 資金の確保が困難な企業につきましては、金融 支援を行い、持続的かつ安定的な経営を図って まいりたいと考えております。これまでの取り 組みとしまして、後ほど詳細を説明いたします 口蹄疫緊急対策貸し付けを創設したほか、政府 系金融機関による中小企業への資金貸し付け措 置が実施されております。また、県内金融機関 等との意見交換会を開催しているほか、今後、 資金需要に応じた口蹄疫緊急対策貸し付けのさ らなる柔軟な対応を行ってまいりたいと考えて おります。

次に、(3)の相談対応についてでございますが、影響を受けた中小企業等に対しまして、経営・金融及び雇用、さらには新分野進出の面から、口蹄疫発生に伴う影響の実情を踏まえましたきめ細かな相談対応等の支援を実施していきたいと考えております。これまでの取り組みといたしましては、川南町及び都農町での中小企業向けの金融・経営相談会、あるいは県内中小企業の復興に向けた経済団体との意見交換会を開催しております。また、商工3団体と連携しました中小企業等の影響実態調査の実施、こ

れについては後ほどまた御説明させていただきます。それから、経営指導員等から成る支援チームの現地常駐による対応、あるいは産業支援財団からの専門家・企業OBの派遣、経営指導員等による巡回指導の実施に取り組んでおります。さらに、今後、児湯地区での中小企業向けのワンストップ相談会の開催、あるいは西都・児湯地区における生活・就労相談体制の強化、建設産業等地域力連携強化事業について、影響を受けた中小企業等への優先的適用などを図ってまいりたいと考えております。

次に、(4)で個別産業対策をまとめております。まず、食品加工関係でございますけれども、県産品の消費拡大・販売促進を図るために、物産貿易振興センター等と共同しましてフェアを行うとともに、販路拡大のための事業を実施いたします。既に、県内外のアンテナショップにおける消費拡大キャンペーンを実施しておりますが、終息後、県内外での特別企画の物産展等を開催する予定としております。

次に、新分野進出、業態転換を余儀なくされた企業の新たな取り組みを支援するために、専門家派遣による経営支援や補助事業の拡充等を実施いたします。今後、食品産業活性化対策事業などの既定事業の活用によりまして、中小企業等の新事業展開を支援してまいりたいと考えております。

次に、観光・飲食関係でございますが、観光・消費需要等を喚起するために、中止・延期されました県内のイベント、催し等につきまして、終息後における早急な開催に向けまして、各主催者等に対し依頼を行ってまいりたいと考えております。また、新企画のスポーツ大会等の開催を各競技団体に依頼いたします。終息後、速やかに対応できるように、主催者へ準備

を依頼するとともに、集客力のある新規のスポーツイベント等の支援を行う予定でございます。さらに、各旅行代理店が終息後なるべく早い時期に宮崎への送客キャンペーン等を実施するよう支援いたします。あわせまして、宮崎送客キャンペーンを実施するよう働きかけるととも、大手旅行代理店に対しまして、宮崎送客キャンペーンを実施するよう働きかけるとと専業を表していきたいと考えております。さらに、政府関係のコンベンション等の本県開催を働きかけておりますが、既に口蹄疫終息後の観光振興について国交省へ要望を行っております。今後、日本のふるさと宮崎誘客促進事業など既定事業を活用して支援してまいりたいと考えております。

次に、小売業関係でございますが、影響が甚 大な川南町等の小売店から、県など公的団体の 備品・消耗品などの調達を実施いたしますとと もに、地元商店街の売り上げ回復に向けた取り 組みを支援いたします。既に、県の出先機関等 における地元業者からの優先的物品調達を行っ たところでございますけれども、今後、商店街 の復興に向けたイベント等の支援や、地元商店 が販売拡大を図るための取り組みについて支援 を行ってまいりたいと考えております。

次に、4ページでございますけれども、流通 関係でございますが、企業等の経営回復により 積み荷の確保を図りますとともに、県内外の市 場における風評被害の払拭等を実施してまいり ます。今後、運輸事業振興助成補助金を活用し た消毒液等の関連器材の購入に対する助成、あ るいはトラック協会の実施する本県トラックの 利用促進に向けたキャンペーン等を支援してい きたいと考えております。

3のその他でまとめておりますが、今後、こ

の取り組み等の対策についてのやり方でございますけれども、商工団体あるいは業界団体等からの意見や要望等を十分踏まえまして、また優先度にも配慮しながら取り組むこととしております。また、事業の実施に当たりましては、既定予算の積極的活用、あるいは物産貿易振興センター、観光コンベンション協会、これらの関係機関・団体との連携を図りながら、効果的な事業展開に努めることとしております。

私のほうから以上でございます。このほか、 議案の詳細、報告事項につきましては、担当課 長等から御説明しますので、よろしくお願いし たいと思います。

〇古賀商工政策課長 常任委員会資料をごらん いただきたいと思いますが、3ページの一般会 計補正予算(第1号)関係事業、6ページの宮 崎県産業支援財団に関する経営状況、11ページ の中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業の第2次募集結果について、最後に、別冊資料の5ページになりますが、口蹄疫に関する緊急影響調査結果について御説明申し上げます。

まず、1番目でございますが、お手元の商工 建設常任委員会資料の3ページをお開きいただ きたいと思います。中小企業融資制度貸付金 (口蹄疫緊急対策)についてであります。

1の事業目的であります。口蹄疫の発生により売上高の減少等の影響を受けている中小企業を支援するため、口蹄疫緊急対策貸し付けを創設し、金融の円滑化を図るものであります。

2の事業概要であります。県中小企業融資制 度貸付金の中に口蹄疫緊急対策貸し付けを創設 するとともに、融資枠として50億円を設けまし た。次に、貸し付けの概要についてでありま す。融資対象者としましては、口蹄疫の影響を 受けている県内産の畜産物を主に取り扱う食料 品製造業、道路貨物運送業、卸小売業、飲食店 等を営む中小企業者、または口蹄疫の影響によ り最近1カ月間の売上高などが前月または前年 同月より減少している中小企業者等でありま す。融資限度額につきましては、運転資金5,000 万円、融資期間は10年以内、据え置き期間につ きましては、貸し付け創設当初は2年以内とし ておりましたが、口蹄疫の影響が長期化すると 予想されますことなどから、6月1日より据え 置き期間を県制度の中では最も長い3年以内と したところであります。融資利率も、これまで 県制度の中で最も低いセーフティネット貸し付 けに比べ0.3%低い年1.5~2.2%としたところで す。また、保証料につきましても、補助の上乗 せを行い、0.45%としております。取り扱い期 間は本年4月28日から7月31日までとしており ます。

3の補正額についてであります。口蹄疫緊急 対策貸し付けの金融機関への原資預託分としま して25億円の増額補正を行ったものでありまし て、補正後の予算額は344億8,219万1,000円であ ります。

続きまして、中小企業金融円滑化補助金(口 蹄疫緊急対策)についてであります。

ただいま説明いたしました口蹄疫緊急対策貸し付けの保証料につきまして、利用者の負担を軽減するための補助金であります。本来の保証料率は0.45~1.9%——経営状況によって変わってまいりますが——となっておりますが、同貸し付けの保証料率を一律0.45%とするために補助するものであります。補正額といたしましては、保証料補助について必要な3,208万4,000円を計上いたしております。

続きまして、財団法人宮崎県産業支援財団の 経営状況について御報告いたします。 当財団の事業につきましては、当課だけではなく、工業支援課や商業支援課等所管事業もございますが、一括して私から説明いたします。なお、質問につきましては、所管課のほうから回答させていただきます。

お手元の委員会資料の6ページをお願いいた します。財団の概要についてであります。

1の(1)、当財団は、中小企業の創業、経営革新、研究開発等の事業活動に対する支援及び産学官の共同開発の推進等を行うことにより、中小企業の振興と本県産業の活性化に寄与することを目的としております。続きまして、

することを目的としております。続きまして、 (2)であります。まず、①の新事業・新産業 の創出でありますが、産学官連携による研究開 発を推進することにより、新たな技術シーズを 生み出し、新事業・新産業の創出を図るもので あります。次に、②の挑戦する中小企業への支 援でありますが、県内中小企業の経営革新や製 品開発などの事業活動に対する支援を行い、経 営基盤の強化を図るものであります。そして、 ③の産業人材の育成・確保でありますが、県内 の企業技術者や理工系の学生等の人材育成を支 援することにより、県内産業を支える人材の育 成・確保を図るものであります。続きまして、

(4)の出資の状況でありますが、基本財産3,500万円と債務保証などの基金を合わせました出資総額は7億9,927万円余となっております。なお、県の出資割合は75.9%であります。

次に、資料の7ページ、2の組織等についてでありますが、理事長のもと4課1室で、常勤役職員数は29名であります。

それでは、主な事業について説明いたします。議会提出報告書の113ページをお開きいただきたいと思います。表の(1)の新事業・新産業の創出についてでありますが、関係事業費の

合計は4億6,180万1,000円であります。①と次 ページの②の事業ですが、平成15年度から20年 度まで、農産物に含まれる機能性等を研究して まいりました国の地域結集型共同研究事業の研 究成果を生かし、実用化に向けた取り組みを進 める事業であります。次に、③と④の事業です が、県内の有望な産学官の研究グループに対し 研究開発を委託するもので、合わせて11件の研 究を実施しております。次に、⑤と⑥の事業で ありますが、中小企業が有する特許等の技術移 転を支援するなど、知的財産の活用を促進した ところであります。次に、⑦の事業であります が、新産業創出が期待されるバイオメディカル 分野などについて研究員を採用し、工業技術セ ンターなどと大学との共同研究を促進したとこ ろであります。次に、⑧の事業でありますが、 産学官連携による研究開発の成果等を全国規模 の展示会に出展したところであります。次に、 ⑨の事業でありますが、ベンチャーファンドを 通じ、県内企業2社に投資をしたところであり ます。次に、⑩の事業でありますが、これは文 部科学省の地域指定を受けて、⑪の事業は九州 経済産業局からの委託を受けて、産学官共同で 研究開発事業を行ったところであります。

115ページをお願いいたします。続きまして、 (2)の挑戦する中小企業への支援についてであります。関係事業費の合計は23億823万9,000 円であります。①から④の事業は、県内中小企業からの相談等に対応したり、専門家を派遣して助言指導等を行ったもので、建設業者の新分野進出や農商工連携などの相談等にも対応しております。次に、⑤の事業でありますが、農林商品開発や販路開拓等に対しまして助成を行ったところであります。次に、⑥の事業でありま すが、中小企業が取り組む新製品の開発や販路 開拓等に対しまして助成を行ったところであり ます。次に、⑦の事業でありますが、補助事業 等の指導・相談スタッフ2名を雇用し、新事業 創出や農商工連携等の促進を図ったところであ ります。

116ページをお開きください。②の事業でありますが、中小企業の機械・設備導入を支援するため、資金の貸し付けや設備の貸与を行ったところであります。次に、③の事業でありますが、県内中小企業の取引拡大を促進するため、取引あっせんや見本市出展企業に対する支援、自動車関連産業への参入支援に取り組んだところであります。

次に、117ページをごらんください。オでありますが、本年1月にトヨタ自動車本社において展示商談会を実施し、県内企業の技術のPRに大きな成果があったところであります。次に、他の事業でありますが、新規創業や経営革新を促進するための相談窓口の設置や商圏情報の提供を実施したところであります。

続きまして、(3)の産業人材の育成・確保についてであります。関係事業費の合計は1,363万3,000円であります。①の事業でありますが、県内の半導体関連産業の競争力強化を図るため、企業の若手技術者や県内の大学生を対象とした各種研修を実施したところであります。次に、③の事業でありますが、農商工連携の積極的な推進に必要なリーダーの育成を目的とし、農商工連携に必要な知識習得のための研修事業を実施したところであります。

続きまして、財務諸表でございます。120ページをお願いいたします。正味財産増減計算書でございます。これは企業会計の損益計算書に相当するものであります。Iの一般正味財産増減

の部、1の経常増減の部についてでありますが、事業活動等に伴う収益と費用を計上いたしております。当期経常増減額は3,555万円余であります。2の経常外増減の部でありますが、これは事業活動等に伴わない収益と費用を計上しており、当期経常外増減額は、雑損失や基金返還金などによりまして、1億2,394万円余のマイナスであります。この結果、当期一般正味財産増減額は8,839万円余減少し、一般正味財産期末残高は1億7,111万円余のマイナスとなっております。

次に、IIの使途が指定または制限されている 指定正味財産増減の部についてであります。補助金収入などにより当期指定正味財産増減額は 4億4,269万円余の増となっております。この結 果、指定正味財産期末残高は14億5,441万円余と なっております。

以上によりまして、Ⅲの正味財産の期末残高 は12億8,330万円余となっております。

118ページにお戻りください。貸借対照表についてであります。資産の合計額は81億4,776万円余となっております。

119ページをお開きください。負債合計は68 億6,446万円余、正味財産合計は12億8,330万円 余となっております。

財産目録が121ページから122ページにかけて ありますが、これはただいまの貸借対照表と重 複いたしますので、説明は割愛させていただき ます。

続きまして、123ページのキャッシュ・フロー計算書についてであります。この計算書は、事業年度における現金及び現金同等物の収入及び支出を表示するものです。現金及び現金同等物の増減額は2億2,698万円余のマイナスとなり、現金及び現金同等物の期末残高は11億1,811万円

余となっております。

次に、124ページをお開きください。平成22年 度事業計画についてであります。平成21年度で 終了する一部の事業を除きまして、今年度も引 き続き各事業に取り組むこととしております が、ここでは新規事業を中心に御説明させてい ただきます。

まず、(1)新事業・新産業の創出であります。125ページをお開きください。⑤の知的財産活用対策事業でございますが、これまで実施してきました同様の事業2つを一本化したものであります。⑨の地域イノベーションクラスタープログラム事業でございますが、昨年度の都市エリア産学官連携促進事業から振りかえられたものであります。

次に、(2)の挑戦する中小企業への支援でありますが、126ページをお開きください。④の中小企業応援センター事業であります。これは今年度から始まりました経済産業省の事業でありまして、日常的な経営支援に取り組む中小企業団体や金融機関などの後方支援機関として中小企業応援センターに指定されたものであります。専門家の派遣や農商工連携、経営革新、事業承継等の窓口相談等により、中小企業の経営力向上を支援するものでございます。

次に、127ページをお開きください。収支予算書についてであります。Iの事業活動収支の部でありますが、1の事業活動収入の計は32億1,639万円余、2の事業活動支出の計は32億1,806万円余を予定しております。事業活動収支差額は167万円のマイナスでございます。次に、IIの投資活動収支の部でありますが、1の投資活動収入の計は4億6,876万円余、2の投資活動支出の計は3億4,000万円余を予定しております。投資活動収支差額は1億2,875万円余でご

ざいます。Ⅲの財務活動収支の部でありますが、1の財務活動収入は借入金収入が24億円、2の財務活動支出の計は借入金の返済など27億9,540万円余を予定しております。財務活動収支差額は3億9,540万円余のマイナスであります。この結果、当期収支差額は2億6,882万円余のマイナスとなっておりますが、前期繰越収支差額11億2,612万円余を充当することにより事業を執行してまいります。

以上が平成22年度の事業計画であります。なお、主な事業ごとの事業費につきましては、常任委員会資料の8ページから9ページにお示ししております。財団の報告は以上でございます。

続きまして、中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業の第2次募集結果について御報告いたします。

常任委員会資料にお戻りいただきまして、11 ページをお開きください。事業概要でございま すが、中山間地域において地域資源を活用した 新産業及び雇用創出に資する事業について、

(2)に記載しております商工会等の経済団体から事業を募集し、委託することとしております。応募結果でございますが、本年4月12日から30日まで募集を行い、応募数が19件、採択事業が18件となっております。新規雇用見込み者数は57名となっております。今回の採択事業の例といたしましては、シカ肉や地元農産物等を活用し、新商品を開発する事業、地区の自然遺産、文化遺産の情報を展示し、ガイドサービスを実施する事業等がございます。1次、2次の累計でございますが、採択事業は37件、雇用見込み者数は147人となっております。なお、予算残がありますことから、本事業を活用して口蹄疫に係る産業復興対策が図れないか、ただいま

検討を行っているところでございます。

最後になりますが、口蹄疫に関する緊急影響 調査結果概要について御報告いたします。

別冊資料の5ページをお開きいただきたいと 思います。まず、調査の概要でございますが、 口蹄疫の発生当初から家畜の移動制限区域と なっている西都・児湯地区の商工業者に対し て、売り上げ減少等経営に及ぼす影響について 把握し、今後の対策の検討に資するため、緊急 のアンケート調査を実施したものであります。 この調査は、商工会議所や商工会の協力により 電話やファクスで緊急に実施したものでありま す。先週末に取り急ぎ集計したものでありま だ詳細な分析は行っておりませんが、報告させ ていただきます。

それでは、結果の概要をごらんいただきたいと思います。「影響がある」と答えた割合は、調査対象事業者の約85%となっております。今回調査を行ったすべての地域において影響が見られました。また、「影響がある」と答えた事業者のうち約6割が売り上げ3~4割以上の減少となっております。売り上げ減少以外の主な影響では、客数の減少、予約のキャンセル、資金繰りが厳しいなどの影響が出ております。

以上が概要でございますが、具体的には、6ページをお開きいただければと思います。

(1)の図1をごらんください。調査対象事業者の約85%が売り上げ減少などの影響があると回答されております。

7ページの図2をごらんください。川南町や都農町だけではなく、他地域でも同じような影響が見られます。図3でございます。業種別の動向でございますが、小売、卸売、サービス業では影響が大きくなっております。

8ページの(2)の図4をごらんください。

「影響がある」と回答された方に、売り上げ状況について昨年同期との比較でお尋ねしましたところ、 $3\sim4$ 割以上減少した方が全体の約6割を占めております。

9ページの図5をごらんください。ほぼ全市町村で同様な傾向が見られ、また図6の業種別に見ますと、小売業につきましては、3~4割減少以上が他業種に比べて少なくなっておりますが、卸売、サービス、製造、運輸の各業種では高くなっております。

10ページの②の図7をごらんいただきたいと思います。売り上げの減少のほかに経営に対してどのような影響が出ているか、お尋ねしたところ、「客数の減少」と答えた方が87%と最も多く、次いで「予約のキャンセル」が32%、「資金繰りが厳しい」が25%となっております。③をごらんください。その他の影響ですが、「十分な営業活動ができない」「営業時間

の短縮」などの御意見が寄せられております。

11ページの④をごらんください。今後の業況 や見通しにつきましては、売り上げや客数の減 少が長期化することに伴い、資金繰りや雇用の 維持が困難になり、営業停止など深刻な御意見 が寄せられております。⑤をごらんください。 国、県などに対する要望につきましては、商工 業者に対する融資条件等の支援措置、終息宣言 後のイベント開催や県産品のイメージアップを 求める意見、防疫対策の徹底などを求める意見 が寄せられております。

報告は以上でございます。

なお、最後になりますが、6月18日に高鍋町で開催を予定しておりました口蹄疫緊急対策相談会につきましては、先週来の急な感染拡大を踏まえ、防疫上の観点から当面の間、延期することといたしました。今後の状況を見ながら開

催の時期を検討してまいりたいと存じます。 私からは以上でございます。

○**富高工業支援課長** 工業支援課からは県が出 資している法人の経営状況について御報告をい たします。

委員会資料の5ページをお開きください。当 課所管法人は財団法人宮崎県機械技術振興協会 でございます。

初めに、協会の概要について御説明いたします。

まず、1の役割等であります。当協会は、機械金属工業の技術指導、調査研究等を行うことにより、本県機械金属工業の振興に寄与することを目的として、昭和54年に設立された法人でございます。基本財産は300万円で、うち県の出資額は150万円、出資割合は50%となっております。

次に、2の事業内容であります。当協会は、 指定管理者として宮崎県機械技術センターの管 理運営に係る事業を行っており、主に県北地域 を中心とする機械金属関連中小企業を対象に、 技術支援、設備利用、依頼試験、試験研究等の 業務を実施しております。

次に、3の組織等であります。役員が16名で、常務理事が機械技術センターの所長を兼務しており、職員が5名となっております。

それでは、事業報告書について御説明申し上げます。議会提出報告書の105ページをお開きください。まず、宮崎県機械技術振興協会の平成21年度事業報告書についてであります。

1の事業概要は、先ほど御説明したとおりでございます。

次に、2の事業実績であります。まず、 (1)の宮崎県機械技術センター管理運営受託 事業ですが、主な取り組みとしまして、①の技 術支援・技術指導や基礎技術研修など、②の設備利用として三次元測定機等の利用、また③の依頼試験として、建設業や機械金属工業関係の試験などを実施しております。また、(2)のものづくり基盤技術集積促進事業において、コーディネーターによる企業への相談や研修等を実施しております。

次に、106ページをお開きください。3の貸借対照表でございます。Iの資産の部は、1の流動資産が現金・普通預金など932万円余、2の固定資産が(1)の基本財産、(2)の特定資産など計643万円余で、資産合計は1,575万円余となっております。次に、IIの負債の部は、1の流動負債が未払い金など732万円余、2の固定負債が退職給付引当金の152万円で、負債合計は884万円余となっております。IIIの正味財産の部は、資産合計から負債合計を差し引いた金額になりますけれども、正味財産合計は昨年度末から48万円増加して690万円余となっております。

次に、107ページをごらんください。正味財産増減計算書であります。まず、Iの一般正味財産増減の部であります。1の経常増減の部の(1)の経常収益のうち主なものは、受託事業収益の機械技術センター管理運営受託事業収益5,285万円余と、ものづくり基盤技術集積促進事業収益720万円、地元企業や団体からの受け取り寄附金127万円などで、経常収益計は6,136万円余となっております。(2)の経常費用につきましては、受託事業の5,917万円余と、管理費の法人管理費170万円余などで、経常費用計は6,087万円余となっております。その結果、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は48万円余となっております。

次に、108ページをお開きください。当期経常

増減額に正味財産期首残高を加えた正味財産期 末残高は、貸借対照表の正味財産合計と同額 の690万円余となっております。

次に、109ページをごらんください。5の財産 目録でありますが、こちらは貸借対照表の内容 と重複しますので、説明を省略させていただき ます。

次に、110ページをお開きください。平成22年 度の事業計画書についてであります。

1の基本方針につきましては、平成21年度とほぼ同様でございます。

次に、2の事業計画であります。(1)の宮崎県機械技術センター管理運営受託事業につきまして、特に平成22年度は、④の試験研究におきまして、ことし2月に新たに導入しました設備であります超音波顕微鏡を用いまして非破壊評価技術の高度化に関する研究に取り組むことにしております。また、(2)のものづくり基盤技術集積促進事業におきましては、昨年度に引き続きコーディネーターによる企業への相談や研修等を実施していくことにしております。

111ページをごらんください。 3の収支予算書であります。 I の事業活動収支の部でありますが、まず、1の事業活動収入の主なものとしましては、受託事業収入の6,113万円余と、寄附金収入127万円となっており、事業活動収支計は6,250万円余であります。次に、2の事業活動支出でありますが、受託事業費の6,113万円余と、112ページになりますけれども、法人管理費163万円であります。以上の結果、112ページにあります事業活動支出計は6,276万円余となっております。次に、Ⅱの投資活動収支の部でありますが、2の投資活動支出の備品購入の50万円となっております。Ⅲの財務活動収支の部でありますが、当団体には借入金がないために該

当はございません。最後に、IVの予備支出として124万円余を計上しております。

財団法人宮崎県機械技術振興協会につきましての説明は以上でございます。

○柳田地域雇用対策室長 地域雇用対策室で

常任委員会資料の12ページをお開きいただき たいと思います。新規学校卒業者等雇用創出・ 人材育成事業の第2次募集の結果について報告 いたします。

1の事業概要ですが、事業趣旨は、未就職卒業者等の雇用の場を確保し、職場実習や外部研修等を通じたスキルの向上を図る事業を民間企業等から募集し、委託するものです。また、応募対象者は民間企業やNPO法人等で、予算額は5億3,000万円です。

2の第2次募集の応募状況及び結果等については、募集期間は4月12日から30日までで、応募件数は13件でした。そのうち採択事業は11件で、事業による新規雇用見込み数は33人です。

3の採択事業の事業例については、1番目の環境・エネルギー分野では、電子映像機器販売のアボックが2名を雇用し、希少動植物の撮影等の実務を通じた人材育成を行うものです。2番目の地域社会雇用分野では、広告代理店のMRTアドが5名を雇用し、就職支援を目的とした番組の制作等の実務を通じた人材の育成を行うものです。3番目の産業振興分野では、機械装置製作の日向中島鉄工所が2名を雇用し、産業用機械の設計・製作の実務等を通じた人材の育成を行うものです。

4の1次・2次採択の累計については、採択 事業は計35件、雇用予定数は計109名を予定して おります。なお、第1次募集については、現時 点では未就職卒業者の33名が採用または採用予 定となっております。

説明は以上であります。

〇山口企業立地課長 私のほうから議案第10号 「財産の取得について」及び平成21年度繰越明 許費繰越計算書について御報告をさせていただ きます。

まず、議案第10号「財産の取得について」御 説明いたします。

議案書では35ページに掲載いたしておりますが、お手元に配付の常任委員会資料で御説明させていただきます。常任委員会資料の2ページをごらんください。

まず、財産の概要でございますが、取得する 財産は、宮崎県土地開発公社が高原町に所有い たしております宮崎フリーウェイ工業団地でご ざいます。面積は30万6,251.61平方メートル、 取得価格は、団地造成取得の残存価格でありま す簿価の33億1,133万418円でございます。取得 の相手先は宮崎県土地開発公社であります。取 得の理由につきましては、宮崎フリーウェイエ 業団地を所有・管理しております宮崎県土地開 発公社が平成22年度中に解散しますため、「宮 崎フリーウェイ工業団地造成事業に関する基本 協定書第8条に基づく協定書」に基づきまし て、未売却地を公社から取得するものでありま す。取得の効果でございますが、用地取得によ りまして、引き続き団地の適切な管理を行い、 積極的な分譲促進に取り組むことといたしてお ります。

宮崎フリーウェイ工業団地につきましては、 これまで地元高原町などと連携いたしまして、 積極的に企業誘致活動を展開してきたところで ございますが、景気低迷の長期化や海外に進出 する企業の増加等によりまして、工業団地の分 譲につきましては、厳しい状況が続いていると ころでございます。このため、県有地として取得することを契機といたしまして、不動産鑑定評価を実施し、近隣工業団地の取引事例やこれまでの企業との交渉内容等を踏まえまして、分譲価格の見直しを行いますとともに、より利用しやすいリース制度の導入など、企業誘致の促進策につきまして幅広く検討を進めているところでございます。

続きまして、平成21年度繰越明許費繰越計算 書について御報告させていただきます。

平成22年6月定例県議会報告書にございます 繰越明許費繰越計算書を抜粋したものを常任委 員会資料に掲載いたしておりますので、委員会 資料のほうで御説明させていただきます。常任 委員会資料の10ページをお開きください。広域 拠点工業団地整備促進事業でございます。繰越 明許費の確定額は、翌年度繰越額の欄に記載し ておりますとおり、3,224万4,000円であります。これは、大規模工業団地造成を行う市町村 に対しまして、基盤調査などの事業に補助する ものでございますが、事業主体となります 2 市、日向市と都城市になりますが、事業工期が 不足しますことから、22年度に繰り越すことと なったものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

〇後沢観光推進課長 観光推進課の繰越明許費 について御説明いたします。

同じくお手元の商工建設常任委員会資料の10 ページをお開きください。

まず最初に、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計についてでございます。えびの高原スポーツレクリエーション施設、これはスケート場でございますが、その改修事業といたしまして、2億2,640万6,000円を計上しておりましたが、必要な工期が不足することなど

から、繰り越しをお願いしていたものでございます。繰越額は2億2,289万3,000円となっております。

次に、県営国民宿舎特別会計についてでございます。国民宿舎えびの高原荘の改修事業として1億6,564万8,000円を、国民宿舎高千穂荘改修事業といたしまして2,980万円を計上してございましたが、必要な工期が不足することなどから繰り越しをお願いしていたものでございます。繰越額は、えびの高原荘が1億2,913万7,000円、高千穂荘が2,765万6,000円となってございます。

観光推進課からの説明は以上でございます。

○水間委員長 執行部の説明をいただきました。その他の報告事項の質疑については後ほどお受けいたしたいと思います。まず、議案及び報告事項についての質疑をいただきたいと思います。どなたからでも結構であります。

○西村委員 機械技術振興協会並びに産業支援 財団に県○Bの方が何人か入られていますけれ ども、事業仕分けじゃないんですが、年収等は どのぐらいで、契約というか、任期みたいなも のがありましたら教えていただきたいと思いま す。

〇古賀商工政策課長 再任用という格好でやっておりますので、部長級でしたら500万円余、次長級でしたら400万円余ということになっております。

〇西村委員 機械技術振興協会の……。

○富高工業支援課長 県の派遣職員につきましては、県の給与に準じてということになりますし、OBにつきましては、県に準じた金額ということで考えておりますが、特に任期等はございません。

〇西村委員 これは定年みたいなものは当然あ

るんでしょうか。

〇古賀商工政策課長 役員ですから、役員の任期というのはございます。その任期になります。

○坂口委員 110ページ、技術振興協会のほうですが、事業計画の中の先進地技術調査2回、新技術導入調査6回──新技術導入調査というのは要望にこたえての具体的なものになると思うんですけれども、調査回数がちょっと少なさそうな気がして、これはどういった基準で計画が組まれているんですか。

○富高工業支援課長 先進地の技術調査でございますが、昨年度は、例えば東京都の企業活性化支援シンポジウム、もしくは先進地ということで栃木県の産業技術センター、企業さん等々を調査しております。それから、新技術導入調査につきましては、一般展示――先進地で展示したようなもの、研修、そういったものに出ていただいております。

○坂口委員 昨年度だったですか、今、説明が あって聞き逃したんですが、トヨタへの積極的 な売り込みをやられたとき、こういう技術なり が宮崎でという、意外に評価が高かったです ね。こういったぐあいに本県はかなり高度なも のを中小零細ながら持っている。さらにそこに 付加価値をつけるなり、あるいは連携によって 新たな価値をそこに創出していくなりしたとき に、調査あたりというのはもっと積極的に組ま れていいんじゃないかと。果たしている役割の 割には、貢献している割には、ちょっと地味な ような気がするものですから、ぜひこれは積極 的に取り組んでいっていただいて、ニーズがあ れば、宮崎の製品なり技術の要望に対しても的 確にいつでもこたえられるというぐらい、積極 的に活動していただければなと思うんです。

○富高工業支援課長 確かに、協会の活動が若 干地味だという御指摘、そのとおりだと思いま すので、今後、前向きに検討してまいりたいと いうふうに思います。

○水間委員長 ほかにありませんか。

その他の報告事項も含めましょうか。どう ぞ。

○太田委員 資料の11ページのところで雇用創出緊急対策事業第2次募集、それから新規学卒者のほうの第2次募集の結果ということで報告があります。特に雇用創出のほうでありますけれども、先ほどの説明で、2次募集をかけて残がありますということでありますが、残がどのくらいであるかということと、この残の今後の対応については、先ほど口蹄疫の対応を検討したいということでありましたが、この基金だったと思いますけれども、何かその辺の検討の事項の中に国と協議をしなきゃいかん問題とか、そういうのがあってのことなのか、内部での単なる、どういうのがいいかという検討されたのか、その辺はどうでしょうか。

○古賀商工政策課長 まず、中山間地域の関係でございますけれども、予算総額は約8億3,000万円の予算を組んでおりました。3月に第1次募集を行ったわけでございますが、第1次募集で金額で申し上げますと約3億4,200万円の契約を行っております。今回御報告申し上げました第2次募集では約1億6,000万円の契約を行う見込みでございまして、合計5億円ということになりますので、残額があと3億3,000万ございます。今回、口蹄疫の関係をいろいろ調べてみますと、畜産農家の方に雇用されている方々というのは非常に多い。当然、畜産農家の方々も大変なんですけれども、そういった離職される方々について雇用をどうするのか、どう守ってい

くのかというのが大きな課題になってくるだろうと思っております。この残額を活用いたしまして、そういった雇用対策ができないかどうか、ただいま検討いたしているところでございます。

○太田委員 内部での検討ということであろうと思いますが、12ページの新規学卒者の件ですが、これは雇用創出緊急対策事業とも少し関連しますが、1次募集をかけて2次募集、これは4月からということですが、もともとこの事業はできるだけ新規学卒者をすぐに採用してあげようという思いがあったと思うんですけれども、2次募集までいかざるを得なかったというのはやむを得なかったと思うんですが、採用される人たちというのは、2次募集をかけた場合は5月とか6月からの採用ということになっているのか、その辺の採用のぐあいはどうだったんでしょうか。

○柳田地域雇用対策室長 この事業につきましては、1次募集を3月に行いまして、4月5日に24件を設定して、その後に企業のほうでハローワークに出していただいて、4月中に求人、面接ということでやらせていただきました。結果が33名ということになっています。2次募集につきましては、これまでの状況をハローワークとかいろお聞きしますと、新卒者の就職したいという方々が余り出てきていないということもありますので、一般の方も含めて対応いたしたいというふうに考えております。以上です。

○太田委員 採用する場合、1年とかいうことだったんでしょうか。途中から採用に結果的になると思うんですが、例えば6月1日から採用であれば来年5月までこの制度が使えるということなのか、そのあたりはどうなんでしょう

か。3月31日まで、そういうことになっているんでしょうか。

○柳田地域雇用対策室長 この事業につきましては、最長1年間という形で設定しております。おっしゃるように、6月1日からということになりますと、予算の年度というものがございまして、3月31日までを予定しているところであります。

○太田委員 3月31日ということであれば、これが呼び水となって、その人を長期に雇用していくという方向にぜひ持っていっていただきたいというふうに思います。

最後の質問になりますが、別冊資料の3ページ、口蹄疫関係のことであります。影響が甚大である川南町等の小売店から県等の公的団体の備品、消耗品などの調達を実施するというふうにあります。こういう形でできるだけ県のほうも協力といいますか、そういう支援が必要だろうと思います。例えば、県の出先機関が地元からということで書いてありますが、県の出先機関というのは児湯中心の出先機関なのか、県全体として出先機関としてはここにある程度集中的にかけるという意味なのか、その辺の説明はどうなんでしょうか。

○金子商業支援課長 ただいまの御質問の件で ございますけれども、現在こういう状況になっ ておりますので、入札にかけないで緊急調達と いう形で、いわゆる随意契約で地元の業者か ら、例えば弁当あるいは事務用品、Tシャツ、 そういったたぐいのものを発注しているという ふうな状況でございます。それから、管内とい うことでございまして、当面は、児湯地区の県 の出先機関等におきまして、優先的に調達する ということで現在は取り組んでいるところでご ざいます。 ○古賀商工政策課長 中山間地域のところで一言付言させていただきたいと思います。私は先ほど契約金額を申し上げましたけれども、それは緊急雇用創出基金、1年分のものでございまして、それ以外に第2次募集では約5,000万円の2年物、ふるさと雇用再生特別基金の契約も実施することといたしております。ですから、ただいま契約しようとしているものが合計で5億5,000万ほどになると。ただし、あと3億3,000万円ほど緊急基金のほうが残っているという状況です。

○坂口委員 関連ですが、備品調達は、単価契約でやれそうなものについては積極的に広げていって、随契となると単価契約が事務手続も一番楽でしょうし、価格の競争の面でも提示しやすいから、ぜひこれをやってほしいなというので、これは大いに評価します。

そこで関連してなんですけれども、総務事務 センターというのが合理化のためにずっといっ て、通常だと、文具類なんかはほとんど宮崎で の調達になってくるんです。そういったものを 今回見直して、地域への経済的な貢献とか、地 域における適正な――特に文具屋さんなんてい うのは学校がある限りそこの利便性向上のため にも必要な小売店なんです。あくまでもコスト ということで物品を総務事務センターで――も ちろんいろんな問題の発生を抑えるという意味 でもあったんですけれども、そこは総合的にも う一回これを機に見直さなきゃと。緊急事態が 起こったときにこういうことをやらなきゃなら ないということは、やはり万全でなかったとい うような逆の論理もありますから、これは要望 ですけれども、これを機に地域における調達の あり方というものをぜひ今回もうちょっと大き い視点から検討してほしい。これは要望にとめ

ておきます。

11ページの太田委員の関連ですけれども、具体的にこの基金事業で雇用していくということになると、実際雇用された方というのはどこが雇用主になって、どういったことが仕事で想定されていくことになるのか。

○古賀商工政策課長 緊急に雇用するとなれば、それなりのノウハウを持っているところがいいだろうと思っています。現在のところ、商工会とかJAとか、そういったところを想定いたしているところでございます。今回は特にJA関係がちゃんとやっていただくとありがたいなと思っています。

○坂口委員 そこに張りついた人たちが具体的に取り組む仕事はどんなことになっていくんですか。

○古賀商工政策課長 この事業は、地域の資源を活用して産業を新たに興していただこうというのが目的なんですけれども、口蹄疫ならば緊急の課題でございますので、例えば農地が放置されることによって農村環境が著しく悪くなったりというのが懸念されるわけでございますので、そういった農村環境にも配慮しながらいろんな事業ができないかと。新産業を興すというよりも、農村を守っていく中でこういった方々をうまく活用できないかと考えております。

○坂口委員 これからの対応ということでそれ はすごく大切なことかなと。特に埋却地あたり の管理も含めて絶対避けられないことになって いくだろうと思うから、それは大いに評価すべ きかなと思うんです。

この議会もですけれども、議会を縮小して開催せねばならないという現実が一つあります。 もう一つには、職員の方たちがこれまで何回かわからんけれども、現場に行かれている。この ことは大きい問題だと思うんです。緊急事態が起こった。一回行ってばんと解決した。後は通常に返りましたという、当初はそれを想定されたんでしょうけれども、これが5回、6回、多い人は7回ぐらいになっていると聞くんです。その間、事務処理が滞らざるを得ないと思うんです。今までも定数適正化計画というので残業しても足りないぐらい人を減らしてきている中で、現地に丸一日赴けばですね。セクト主義だから、その人がいないときは、それ以上進まない、決裁ができないということで、相当滞っている。今後、梅雨期に入った、台風シーズンに入る、仮に大規模な地震でも起こるとなったときに、本当にそれでいいのかなというのが一つ。

もう一つには、いろんな考え方があったんで すけれども、とにかく議会の日程を変更せざる を得ない。その理由というのが執行部が大変だ ということなんです。議会の責任でも、議会に 起因することでもない。対応していただく執行 部の問題がと。議会が開けないということはゆ ゆしきことですね。市町村あたりの一部の町に 出て小さい規模ならいたし方ないという気もす るんですけれども、県というある程度の規模を 持った自治体でそのことが起こる。今後どれだ け続くのかという見通しも立たないということ ですね。そうなったときに、商工観光労働部長 が最初の委員会だったと思うんですけれども、 それか昨年度の委員会だったか、この基金事業 で公的雇用までやっていって、とにかく雇用を 確保できないだろうかというような、自分なり の考え方を交えて事業を説明されたことがあっ たと思うんです。そこに限界があるみたいな意 味での説明だったんです。まさしく今、この基 金で公的雇用を図って、専門家を現場に行かせ

る。職員は、まず本当に大切なことは何なのか と。公務員でその任命を受けた人しか公権力の 執行ができないということです。これは代理が きかないんです。県庁が忙しいからアルバイト を雇ってやらせようたって、それは不可能なん です。一方は、人が確保できればやれる。人が 確保できるというのは財源があるかないかで す。財源の運用、歳出に関しての条件がどうも 微妙だなというところだから、これに僕は知恵 を出すべきだと思うんです。そこのところをぜ ひ今後――この基金、90億ぐらいだったと思う んです。3つぐらいに分けて大きな目的を持っ ていたですかね。この基金の中で知恵を出して 使えないのかどうか。知恵を出して使えないな ら、公金を投入するのに一番理想的な、そして 効果的な投入の仕方を国との協議で、その枠内 で何とかならないのかということに全力を傾け てほしい。

とにかく議会が開けない。そういう異常事態 の中で議会が開けない。ダブルパンチが来たら まだなお混乱するといったのは、これは通常あ るべき姿じゃないと僕は思っているんです。二 元代表の中で、一方の機能を全く発揮しないで こんな有事に対応していくなんてのは異常だと 思っているんです。それを解決しようとすれ ば、現場で作業する人たちが確保できればでき るということなんです。ここのところを解決し ないというのは、この緊急事態にかかって県の 危機管理意識は一体どこにあるのか。皆さんの 中で何回か行かれた人、最多の人は7~8回あ るんですけれども、まさかこんなことになるな らば最初ちょっと抵抗しておくべきだったと。 通常の事務はどうするんだと。7回も8回も 行って解決しないんだったら、このことを我々 がやることが県民のためかということを問題提 起すべきだったという反省を持っていられる方は――これは返事のしようもないでしょうけれども、公務のいかなるかということを考えたとき、それがほとんど大方だと思うんです。公権力を持った人しか執行もできないんだということを考えたとき、本当に責任ある県行政としてのあり方というのと、基金事業、雇用創出というのが、たまたまこういったものが今の時代の流れの中で認められた。一大事を救うための基金の発動というのが機能しないわけは常識的にないと思うんです。部長、答弁ができなければ聞きっ放しでいいですけれども、要望でもいいですけれども、ぜひこれは検討していただきたい

○渡邊商工観光労働部長 坂口委員が言ってい ただいたんですけれども、口蹄疫発生後、県職 員のマンパワーに頼る側面がありまして、商工 観光労働部の職員でも多い人間で8回ぐらい動 員かけて行っております。そういう中で、全体 的に動員計画というのは農政水産部が計画し て、各部協力してやっているわけでございます が、ずっと動員するにしても、終息が必ず来る んだという希望を持って職員はやっているわけ でございますけれども、この間、都城市や宮崎 市でもまた発生しまして、それでまた疲労感が 増した、そういう状況じゃないかと思っていま す。したがいまして、我々としましても、制度 でできるものは全部見直しまして、応援できる ものはそっちのほうでやっていこうという考え を従来から持っておりました。今回、この緊急 基金事業についても、先ほど中山間地関係で ちょっと見直しということでございますけれど も、我々としましては、基本的には今後の復興 という一つの切り口でこの事業を適用してい く。新しい産業の創出という大きな大命題があ

るわけでございますけれども、復興という視点 から見れば、基金の適用も十分可能である。そ れと、厚生労働省も、我々ずっと協議している わけでございますけれども、この運用について は柔軟に使っていい、そういうメッセージも 送ってきていただいておりまして、我々として はそういう形で、例えば畜産農家の失業された 従業員の対策に使う、あるいは埋却とか、そう いう現場的な作業に復興という切り口から使う とか、いろんな側面でこの使い方はあると思い ますので、今後そういう面で農政水産部あるい は財政当局とも話しながらやっていきたいと。 これは緊急を要するものでございますので、場 合によっては、議会のほうとも十分相談しなが ら、すぐ起動させていく、適用していくという ような取り組みが必要かなと思っていますの で、その際よろしくお願いしたいと思います。 以上でございます。

○坂口委員 くどくなりますけれども、公務員 の県庁の職員の方たちが現場に出ていくという のは、公費の支出が人件費として伴っているんです。人件費という支出がなされているんです。そこでかかる経費とそこで果たせる効果を 見た場合、その人たちが自分でなければやれない仕事に携わってそこで出せる効果、公的な役割の発揮、この効果の比較をしたらはるか比べ物にならないと思うんです。では、それにかわる財源さえ確保できれば、そこに最も適した人を投入していく。このための基金の雇用事業の人件費にかかる予算というのは、想像すれば壁が厚いようにあるけれども、現実的にはこの壁が打破できないというのはおかしいと思うんです。

しかも、今回、通常の雇用のあり方で、限り なく失業対策に近いような雇用のあり方で現場 に出していって、確かになれた人たちが、畜産 に詳しい人が処理をやっていく。これはざるで の水すくいで、その人たちの後の行動が感染を いかに広げるか、あるいはそこで感染をとめる かにかかる。そういったところに出てもらう人 たちというのは、極端に言ったら、隔離しな きゃだめなぐらい気をつけないと、1つ埋めて 2つふえるというようなことの繰り返しになっ ていく。今のように協力を出してくれとか、あ る程度善意に頼るようなやり方では、そこがき ちっとやれないと思うんです。消毒してくださ いだけしか言えない。どういう消毒をやったん だ、どこに泊まったんだ、だれと接触したん だ、そこらまで拘束して、だからそれなりの対 価を払って、いわばプロフェッショナル集団ぐ らいの人たちがその処理に携わっていかない と、現場に行った途端に自分はキャリアになっ ているんです。善意で出てください、県庁の職 員が出ましたと。その人は、帰って完全に消毒 していなければ――今度は健康な家畜を持って いる地域外の心配な人たちが相談に来る、そこ とやらなきゃならないかもわからない。

口蹄疫ウイルスというのはヒッチハイクウイルスと言われて、簡単に飛びついて、気が向いたところでぽんぽんおりてしまう、気ままな移動するウイルスだということで、一つの例えとしてヒッチハイクウイルスなんていいます。ここのところを頭に置いて、何をやろうとするのか、一日も早くこれを根絶しようとする、そのときに1つ片づけたら2つふやすようなことをしないためにはどうあればいいんだという、これは早急に対策本部の中に持ち込んでいって、しかも今度は県民政策部あたりから本当に今の県政の推進は問題ないのか、ここで一つ何か起きたときはパニクらないのか、あるいは必要以

上の犠牲を出さないのか、地震でも何でもですね。

それから、もっと心配なのは、職員の皆さん があの過酷な現場に5回も6回も7回も行っ て、恐らくもう1回行けば何とかおさまるとい うことでぎりぎり支えていた自分の精神力だと 思うんです。だめだったと思ったときに今後は よほど気をつけてやっていかないと、職員の人 をだめにしてしまう。この前の都城、あるいは 移動・搬出制限区域内発生というのは、精神的 に限界を超したと思うんです。これを冷静に対 応すれば、ただ1カ所ふえただけなんですけれ ども、イメージ的に何だったんだということで 緊張がぷつんと切れた人もいるんじゃないか。 それぐらい深刻な事態だなと、僕は現地を見な がら感じているんです。そこをぜひ、大げさに 言うと思われるかもしらんけれども、早急に検 討していただきたい。本当に効果のある、根絶 につながるやり方をしてほしい。要望にとめて おきます。

〇水間委員長 ほかにございませんか。

○西村委員 口蹄疫対策で別冊のほうにいろん な対策はありますけれども、説明も要らないぐらい他産業に波及して、明らかに対策の中にも盛り込まれてあります。この中で県外から県内に入る人たちの対策というのはかなり多く盛り込まれておりまして、その中でも当然ながら、畜産物の早期の信頼回復みたいな部分が必要になってくる。その部分に関してはこれから農政あたりとの協議も必要でもあるでしょうし、また清浄化された後の国外への輸出、そういうものも今度は農協あたりとも協議が必要になると思うんですけれども、そのあたりは今後どんどん盛り込まれていくものなのでしょうか。

それともう一点、早期出荷、10キロから20キ

ロというのが始まりましたけれども、やってみたけれども、開店休業状態で、実際は製品にもならない状況があるんですが、それに対しての今後の取り組みがあれば教えていただきたいと思います。

○渡邊商工観光労働部長 この対策については 緊急にまとめたものでございますが、今後、国 の対策---国も中小企業対策というのを特措法 でもちょっと書いているんです。22条を見てい ただくと、そういう文言があるわけですが、こ れがまだ具体化されていないんです。我々とし ましては、そのあたりの動きも見ているわけで ございますけれども、当面、我々が考えている ものをここに盛り込んだと。当然、今後、商工 団体といろんな意見交換等をやっていきます し、今もやっております。断続的にやっており ます。観光なんかも、この間も企画関係の、ど うしていくのかという、そういう会議等もやっ ておりまして、その中で意見を反映しながら、 どんどん対策もふえていくんだろうと思いま す。我々としましては、商工観光労働部がそう いう意味では周辺産業として一番関係があるわ けでございますので、全体的に総合事業を連携 しながら、パワーアップしながら、施策展開し ていくと。特に、対外的なPRということにな りますと、やっぱり観光、物産、それからアピ ールというのがあります。これは知事等の活 動、動きなんかも期待するわけでございますけ れども、そういう側面で全体を農政とも――農 政は今度補正で事業を上げております。そうい うものも全部含めまして、イメージアップを 図っていこうということでございます。

それから、食肉加工等の生産回復については まだ見えないところがありまして、今のとこ ろ、私のほうで具体的に言うということはない わけでございますが、いずれにしても、消費喚起をやらないといけないと思っていますので、 具体的にどうやるのか、もちろん県外もそうですけれども、県内での消費喚起、これも大事でございますので、そのあたりの視点を持ちながら、今後、十分検討していきたいと思っています。

○西村委員 県内の飲食店へのダメージという のが非常に大きいものですから、そこでなるべ く県内の肉を使っていただけるということも重 要なので、まだまだ微妙な時期ですので、これ は終わりましたらすぐにやってくれといっても なかなか無理だと思うんです。特に、ここに書 いているようにイベントの復活でありますと か、スポーツイベントの新たな開催というのは 大分時間がかかるものですから、これはどこま で水面下で詰められるのかわかりませんけれど も、ぜひそのあたりもいろんな個別の飲食店か ら大きなスポーツ団体から協力をいただくよう に、どこがやるかというのは商工観光労働部し かないと思いますので、例えば昔、JAさんが やっていて中止になった焼き肉大会とか、ああ いうものをぜひ県もバックアップして各市町村 なりでもやるとか、そういうことができればい いなと思っております。この辺も加味していた だければと思います。これは要望です。

〇水間委員長 ほかにございませんか。

○外山 衛委員 関連ですけれども、口蹄疫は終息がわからない状況ですね。大変厳しい状況にあるので、西村委員も言われましたけれども、畜産農家に対しては被害状況とかいろんなものが目に見えています。表面に出ていますけれども、サービス業とかいろんな産業に対しては全く見えないんです。恐らく終息したときに一度に状況が出るわけです。ですから、皆さん

方は現状把握を今のうちに想定して、対策はい ろんな難しい面があると思いますけれども、現 状の把握だけを速やかにやっておいてもらいた いと思います。

あと、要望ですけれども、先ほど坂口委員がおっしゃったように、職員の方の気持ちの問題ですね。例えば、現場に行く。帰ってくる。時には5~6人のメンバーでもって街へ出るとか、一杯飲みに出るとか、朝まで飲むわけじゃないんですから、そういうことも少しやるようにしないと、精神的にもたないと思います。不要不急の外出を避ける、これは大事ですけれども、節度を持った、息抜きできる環境をつくってあげないと、何もかもだめだめでは精神面がおかしくなりますので、その辺、部長、ひとつよろしくお願いしたいと思います。要望です。

○蓬原委員 今のに関連します。非常事態宣言 が出たことで、職員の皆さん、一般の県民の皆 さんも、イベントを中止したり、不要不急の外 出を避ける、集会を避ける等々で、公民館長会 もなくなっているというようなことで、弁当屋 は弁当がキャンセルになったとか、いろいろあ るわけです。そういう中で、職員の皆さんに対 する一つの禁足令みたいな、内部的に非常事態 宣言を受けて飲み会したらだめとか、そういう ことが何かあるんですか。出ているんでしょう か。例えば、生活衛生同業組合というのがあっ て、そこの会長さんなんかの話を聞くと、ただ でさえもリーマンショック以降かなり冷え込ん できて、ニシタチでいうと200軒超の店が閉まっ てきているということです。ここに来て、かな り客足は落ちているんだろうなと。観光客の皆 さんが来ても、人のいない街というのは楽しく ないだろうなということなんですけれども、 今、外山委員からもそんな話がありましたが、

非常事態宣言と職員の皆さんの普通の生活について禁足令みたいなのが出ているんですか。

○渡邊商工観光労働部長 少なくとも商工観光 労働部ではそういうお話はしておりません。ただ、こういう状況なものですから、職員のほう も気分的に外に行くというような状況がなかな か生まれないのではないかというのが率直な感 想じゃないかなと思います。とにかく防疫を徹 底する、これは非常に大事でございますので、 その面での周知徹底はやっております。あわせ て、職員のケアという側面もありますので、そ のあたりは十分配慮しながら、職員の行動については気をつけていきたいというふうに思っています。

○蓬原委員 今いろんな団体等の要望があっているようですが、ここに来て、つい先日は進出企業の中園工業所、いいニュースもあったと思っていますが、その後、誘致企業の話も聞きません。誘致企業の状況が、口蹄疫についているんなところで問い合わせといいますか、鈍っているんじゃないかなという懸念と、逆に、頑張っていた県内の企業の倒産状況、経営が悪くなって倒産してしまった、閉鎖してしまった、

〇山口企業立地課長 今回の口蹄疫に伴って、 交渉中の企業が取りやめたとか、そういった案 件は今のところはございません。ただ、食品加工関連等、いろいろと交渉中の企業がございま す。そういった企業につきましては、今後の状況等によっては若干の影響が出る可能性は多分にあると考えております。それと、誘致企業に対する影響ですけれども、食品加工関係の企業 あるいは飼料を取り扱う誘致企業、立地した企業 12社等について状況を確認しておりますけれ ども、やはり売り上げが落ちたとか、飼料等に つきましては、県内が特に落ちましたというようなことで御報告を受けております。皆さんのほうとしては、早く終息していただきたいということで、現状ではそういった状況にございます。以上でございます。

〇古賀商工政策課長 倒産の状況ですけれど も、まだ4月の数字しかわかっていないんです けれども、その時点では口蹄疫の影響というの は明確に出てきておりませんので、はっきりは お答えできませんけれども、ただ、アンケート 調査を先ほど御報告させていただきました。都 農町、川南町で直接、商店の方々にお話を伺い ますと、3割落ちるというのは店を閉めるとか 倒産等を考える数字だと。そういった方々が6 割、アンケート調査でいらっしゃるということ は非常に深刻な状況だと思っております。金融 円滑化法にありますように、返済猶予とか減額 とかいうような、まず既存の借り入れについて の条件変更について積極的に応じていただくよ うなこと、さらに口蹄疫の緊急貸し付けとか、 そういった新たな貸し付け、ニューマネーを入 れていくということで、当面は金融対策を実施 しながら、先ほど部長のほうから御報告させて いただきましたけれども、一方では需要喚起策 をいち早く打っていくということで倒産を少し でも少なくするような努力をしていきたいと 思っております。

○蓬原委員 近々の失業率、そういう調査というのはすぐ出るんですか。何カ月かたたないと出ないんですか。口蹄疫発生以来の失業状況みたいなものは何かつかんでおられますか。

○柳田地域雇用対策室長 失業率につきまして は、直接的には県のレベルでなかなか出ない状 況になっておりまして、求職者の数がどうかと いうことでは、1カ月から2カ月おくれで出て くるということなんですが、倒産と同じように 現時点ではまだ動きが見えないというような状 況でございます。

○渡邊商工観光労働部長 先ほど外山衛委員からもあったんですが、やっぱり実態をちゃんと把握しなきゃいけない。今回の口蹄疫関係で、例えば畜産農家の従業員が何人失業したのか、あるいは周辺の産業関係、特に西都・川南地区、児湯地区でどれぐらいの失業者が出たのか、あるいは雇用調整助成金等の適用をどれぐらいやっているのか、その実態を詳細にまだまだ我々は調べなきゃいけないと思ってございます。したがいまして、今の失業率も関連でございますけれども、実態を今後精査して、今回緊急調査をやりましたけれども、農政水産部あたりとも連携しながら、詳しく実態調査をやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○坂口委員 今のに関連してなんですけれど も、詳細な調査というのは不可欠ですけれど も、アバウトな現状把握と将来予測、これは やっぱり急ぐ必要があると思うんです。という のが、今回、特に児湯地域あたりというのは、 あの核だった畜産を外して他の産業をもってあ れにかわって地域経済を維持していくというの は不可能といっていいぐらい難しいと思うんで す。そのときもう一回畜産をこれまで並みに近 づけていかなきゃならない、それを起こしてい かなきゃいかんということになるんですけれど も、畜産というのは、今回のことで全く違う産 業がことごとく影響を受けたわけです。

そんな中で、では自分たちに対してどういう 支援策があるのかというのが今後の大きな分か れ目になると思うんですけれども、なかなか適 切な表現が見当たらないんですけれども、危険 産業的な感覚を他の産業に持たれたとき、例え ば原発とか放射能みたいにどうしようもないん だ、どうしようもないというのは今回のように 抑えきらないことがあるんだというのと、今、 何が起こってきているかというと、輸入自由化 なんかが後押しをして、東南アジア地域という のはこういった感染症の宝庫と言われるぐらい いろんな感染症があって、日々強力に進化して きているんです。今、感染症のいろんな説があ るんですけれども、少ない説の人でも、人と動 物とが共有する感染症が1,700ぐらいあるという んです。その中の47%は両方に感染していくと いうものです。今回のは人に感染しないという ものですけれども、それが進化していく。こん なことを今回みんながこの事例から学んできた ときに、他の産業が、行政から余り手だてはな いんだなと、どうしようもないんだなと。相手 様に起こり得ること、相手様も防ぎようがな い、そういった目に見えない世界で起こるこ と、そして頻度がどんどん高まってきているこ ととなったときに、放射能扱いされるようなこ とだけは絶対阻止しなければならないと思うん です。

今のうちに詳細な調査も必要ですけれども、 もう見えていますね。かなりの人がふえる。こ のままでは倒産に至る。融資だって、前年度を ちょっとでも下回れば貸しますよと言ったけれ ども、何とか借りるためにちょっとでもとい う、そういった状況ならいいけれども、3割、 半分ということでしょう。当然、条件的にはク リアできて資格がありますで、融資のお願いを する。では、返済計画をどう立てるのか。あな たは資格を持っているけれども、半減したん じゃ貸せませんよ、倒産と一緒じゃないかとい

うことで、そこのところの出すほうと必要な人 との間をこれでどう具現化させていくか、実現 させるかという工夫ですね。これは行政にしか できないと思うんです。私は3割減になったか ら借りる資格がありますということで金融機関 に行くと、おたくは返せないから貸せません と、これが常識だと思うんです。そこのところ で絵にかいたもちに終わらせないために、金融 一つにしてもどうやっていくか。消費の拡大と いうのをどういう工夫して、どこまで行政が関 与していけるかということで、親ガメがこけて 全部こけちゃう、そして親ガメ様次第という最 悪な結果にこの結末をつけたら、畜産の立ち上 げというのは非常に周りの抵抗があって、さっ き言ったように、危険な産業としてみなされた ときは本当に今後苦労すると思うものですか ら、ぜひここは総力というか、あらゆる手だて を講じて、行政がすべてに緊急事態では手を差 し伸べますよというようなことを可能な限り模 索していただきたいと思って、これは部長の心 意気だけでも聞かせていただければ。

○渡邊商工観光労働部長 とにかく今回の口蹄 疫は、畜産業はもちろんでございますけれど も、周辺産業が本当に影響を受けておりまして、今後これを総体的にもとに戻すというのを全体的な戦略性を持ってやっていかなきやない。地域外でも影響がある産業が出ているわけでございますので、そのあたりは県全体で一つの大きな復興プランというのをつくりまして、その中でそれぞれセクションで役割を明確にしながらやっていく。それを全体として総合化するといいますか、そういうものが非常に大事かなと。それをどこかがやっていく必要がある、私はそういう認識でおりますので、とにかく実

態調査プラスできるものはどんどんやっていく、あるいはいろんな知恵を出しながら対処していく、そういう対応をとっていく必要があるというふうに思っています。

〇山下副委員長 関連で要望などしておきたいと思うんですが、9日にまた都城が出まして、本当に県内、何とか終息に向けて次なる対策を我々もいろお願いもしてきたんですが、残念なことにまた都城が発生したということで、先ほどありましたように、防疫対策に当たっておられる皆さん方の志気が低下しないかなという思いを私ども持ったわけです。都城のほうもとにかく早期に埋却していくんだと、そういう態勢の中で必死で取り組んでおりますから、これ以上都城が出なければいいがなと、そういう思いで今頑張っております。

都城も、ちょうど7月になりますと六月灯の シーズンで、約1カ月間、各神社、集落で恐ら く300回ぐらいに分けて毎日あるだろうと思うん ですが、都城はそういう歴史の中でお祭り好き でありまして、花火業界を初め、露天商の皆さ ん方、いろいろ催しをしていただく地域力とい うのがあったんですが、このことができないと いうことで非常に残念がっておる状況でありま す。いろんな地域のイベントとか、そういうも のも時期に応じたイベントでありますから、こ としはもうできないわけです。何とかまたそう いう歴史が風化されないように、私たちも地域 の中でそういうこともいい教訓としてまた頑張 らないといけないなという話をしているんです が、実は、きょうから高千穂牧場も休止する と。今まで、えびのが出たときにも、さらなる 風評被害にならないように、牧場でありますか ら、何とか頑張って活動してきましたが、今回 も20キロからちょっと外れているんですが、ど

うしても休止したいと、きょうからそういう方 向で進んでいると思うんですが、10数名雇用を 打ち切らないといけない、そういう悲痛な中で の決断のようでありました。また、再開に向け て、農業振興という一つの観光牧場でもありま したから、そういう犠牲になっておられる牧場 もたくさんあるだろうと思うんですが、ぜひ県 内全体での地域復興、先ほど言われましたけれ ども、今の問題整理をいろしていただきな がら、また勇気づけること、それも商工の皆さ ん方の大きな責任かなと思っておりますから、 万全な体制で臨んでいただければありがたい、 そのように思っています。以上、要望をしてお きたいと思います。

○水間委員長 私からも一つ御要望を申したい と思うんですが、まさに冒頭に部長から緊急経 済対策についてのいろいろ説明がありました。 今、委員の皆さんがほとんどお話をされたわけ ですが、今回の口蹄疫問題について畜産農家は もとより、宮崎県の経済が全く機能しなくなる んじゃないかというぐらい大変なことじゃない かと考えておるところです。生活衛生同業組合 の皆さんが観議連の会長を通じて、きょうはた またま外山三博会長が来ていませんが、そうい う12団体で、とにかく畜産農家も大変だけれど も、私たちも死活問題だということで、先ほど もお話しのように地域の復興対策を含めてひと つお願いしたいという要望書が来ておるようで す。そういう意味では、これは最後の問題なん ですが、早く終息して清浄化の宣言が出て、そ の折には、中止・延期になったイベントを含め て、26市町村に商工観光労働部として、また県 として、皆さん大変だったでしょうということ で何かイベントを、先ほど焼き肉祭りとかいう 話もありましたが、ぜひ県としてそういうもの を一一今回の口蹄疫問題について御苦労されたということ、それ以前に終息しないといけないんですけれども、どうかそういう意味では、先ほど来県された菅総理大臣にも知事から要望があったようですし、知事もそういう意味では国に対する要請書も出されたようでありますから、商工観光労働部としてもできる限りの対策を打ってありますが、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。部長、何かまた、よし、これをやりますよということであれば御答弁もいただきたいし、わかったということであればそれで結構ですが。

○渡邊商工観光労働部長 各委員の要望については我々も全く同じ気持ちでおりますので、とにかく知恵を出しながら、しかもスピード感を持ってやることが大切でございますので、我々頑張りますので、また各委員の皆さん方の御指導もよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○水間委員長 議案、その他の事項について質 疑があったわけですが、新規の請願で38号「宮 崎地方最低賃金改正についての請願」が出てい るんですが、執行部から説明はありますか。

○篠田労働政策課長 この件につきましては、 特にありません。

○水間委員長 その他に何かありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇水間委員長 なければこれで終わります。

以上をもちまして、商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時1分再開

〇水間委員長 委員会を再開いたします。

外山三博委員が若干遅れるということでござ います。ご了解いただきたいと思います。

県土整備部においでいただきました。本委員 会に付託されました議案等についての説明をい ただきたいと思います。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

○児玉県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただいておりまして、厚くお礼申し上げます。

御説明に入らせていただきます前に、一言御 報告を申し上げます。まず、口蹄疫の防疫対策 につきましては、全庁挙げて臨んでいるところ でありますが、県土整備部といたしましては、 県管理道路に係る消毒ポイントの設置における 安全指導や手続の迅速化に努めるとともに、港 湾管理者として県内の重要港湾での消毒対策を 実施しているところであります。また、土木技 術職員を掘削現場の監督要員として派遣すると ともに、埋却処分及び畜舎の清掃・消毒などの 防疫措置に対し、人的な派遣を行っているとこ ろでありますが、家畜埋却処理のための重機に よる掘削作業等につきましては、地元建設業協 会の積極的な協力をいただき、感謝している次 第であります。今後とも、一刻も早い終息に向 けて全面的な協力体制で取り組んでまいりたい と考えております。

次に、平成16年度より事業を進めておりました西都市の国道219号薗元バイパスについてであります。去る6月1日に完成供用し、春田バイパスと一体となって宮崎市と西都市を初めとする周辺地域の連携強化及び西都インターチェンジへのアクセス強化が図られたところでありま

す。口蹄疫の関係で開通の式典は自粛いたしま したが、委員会を初め県議会の皆様の御支援に 対しまして、改めて厚くお礼申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等について概要を御説明いたします。

商工建設常任委員会資料をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。担当課ごとの説明事項を記載しております。まず、管理課から、平成21年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につきまして、御報告申し上げます。これは、平成21年度に議会において御承認いただきました繰り越し事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により明許繰り越しの報告を行うものであります。

次に、用地対策課から、県が出資しております宮崎県土地開発公社につきまして、解散に関する議案の御説明及び経営状況について御報告申し上げます。

次に、技術企画課から、県が出資しております財団法人宮崎県建設技術推進機構の経営状況 について御報告申し上げます。

次に、道路建設課から、工事請負契約の変更 につきまして、御説明申し上げます。また、県 が出資しております宮崎県道路公社の経営状況 について御報告申し上げます。

次に、道路保全課から、道路の管理瑕疵に係る損害賠償額の決定を専決処分で行ったことについて御報告申し上げます。

最後に、建築住宅課からでございますが、建物の管理瑕疵に係る損害賠償額の決定を専決処分で行ったことについて、及び県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停の専決処分を行ったことにつきまして、御報告申し上げます。また、県が出資しております宮崎県住宅供

給公社の経営状況について御報告申し上げま す。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〇成合管理課長 管理課でございます。

まず、私のほうから、今議会提出資料について御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ目が平成22年6月定例県議会提出議案、2つ目が平成22年6月定例県議会提出報告書でございます。県土整備部関係につきましては、抜粋してお手元の商工建設常任委員会資料にまとめておりますので、各課はこの資料で説明させていただきます。

それではまず、委員会資料の1ページをお開きください。初めに、繰越明許費についてでございます。平成21年度からの繰越明許費につきまして、繰越額が確定いたしましたので、御報告いたします。1ページから5ページにかけまして、会計区分、あるいは各課、事業ごとに記載しております。

4ページをお開きください。一般会計の繰越 明許費の確定額でございますが、一般会計合計 の繰越額欄に記載しておりますように、321 億9,847万8,000円でございます。繰り越しの主 な理由でございますが、各事業ごとに主な理由 を記載しております。内容といたしましては、 用地交渉及び関係機関との調整、あるいは工法 の検討等に日時を要したことによりまして、工 期が確保できなかったこと等によるものでござ います。

次に、5ページをお開きください。公共用地 取得事業特別会計の繰越明許費につきまして は、繰越確定額が3,286万8,024円でございます。繰り越しの理由は、移転先選定等に日時を要したこと等によるものでございます。港湾整備事業特別会計の繰越明許費につきましては、繰越確定額が2億円でございます。繰り越しの理由は、工法の検討等に日時を要したことによるものでございます。部合計でございますが、一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の繰越明許費合計額は324億3,134万6,024円となっております。

管理課につきましては、以上でございます。 **〇服部用地対策課長** 用地対策課でございます。

初めに、特別議案について御説明いたします。お手元の委員会資料の6ページをお開きください。議案第12号「宮崎県土地開発公社の解散について」であります。

1の議案の趣旨でございますが、宮崎県土地 開発公社を解散することについて、公有地の拡 大の推進に関する法律第22条第1項の規定によ り、県議会の議決を求めるものであります。

2の解散の理由でございますが、県土地開発 公社は昭和48年に設立されて以降、35年以上に わたり地域の秩序ある整備を図るために、公有 地の取得、造成、管理等を行ってまいりました が、近年の公共事業の減少及び地価の下落等に より、公社本来の目的である公有地の先行取得 の意義が薄れてきておりまして、また県の用地 取得事業を補完する役割も低下したことなどか ら、解散するものであります。

3の今後の予定でございますが、今回、県議会の議決を経た上で、7月に主務大臣への解散認可申請を行い、その後9月末に見込まれる解散認可後に清算業務を行い、今年度内には清算手続を終えたいと考えております。

続きまして、宮崎県土地開発公社の状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、御報告いたします。

7ページをごらんください。まず、平成21年 度事業報告書であります。

1の事業概要につきましては、公拡法に基づきまして、公有地となるべき土地のあっせん、 管理等を行ったところであります。

次に、2の事業実績につきましては、公有地取得事業の実績はありませんでしたが、附帯等事業としまして、宮崎フリーウェイ工業団地の維持管理及びのり面補修工事を行っており、またあっせん等事業として県からの委託による4件を受託しております。

次に、8ページをお開きください。3の財産 目録であります。資産の部をごらんください。 資産としましては、預金、保有地等でありまし て、合計で55億919万円余となっております。負 債及び資本の部をごらんください。負債としま しては、未払い金や長期借入金等でありまし て、資本としましては、正味財産19億4,715万円 余となっております。合計で同じく55億919万円 余となっております。

なお、この財産目録の詳細につきましては、 4の貸借対照表のとおりであります。貸借対照 表の詳細な説明は省略いたしますが、この中 で、負債及び資本の部の準備金19億1,715万円余 の内訳といたしまして、当期純利益が2,600万円 余とありますが、これは国債を売却したことな どに伴い利益が生じたことによるものでありま す。

次に、9ページをごらんください。5の損益 計算書であります。収益の部をごらんくださ い。事業収益が4,528万円余、有価証券等の利息 や雑収益から成ります事業外収益が1,213万円 余、また国債を売却したことによります特別利益の6,739万円余と合わせますと、収益合計は1億2,480万円余となっております。次に、費用の部をごらんください。用地を取得、造成するための費用、及び用地取得事務に伴う職員の人件費等から成ります事業原価が4,934万円余、事業原価に費用配分できない役員及び一般職員の人件費と物件費から成ります販売費及び一般管理費が4,812万円余であります。この結果、先ほど申し上げましたとおり、平成21年度は2,600万円余の当期純利益を計上したものであります。

次に、10ページをお開きください。平成22年 度事業計画書であります。

1の基本方針につきましては、今年度予定いたしております公社の解散に伴い、宮崎フリーウェイ工業団地を県へ譲渡するものであり、また解散までの間、同団地を管理するものであります。

次に、2の事業計画につきましては、土地造成事業としまして33億2,728万円余、附帯等事業としまして115万円を予定しております。

次に、11ページをごらんください。3の収支計画であります。収入の欄をごらんください。収入としましては、フリーウェイ工業団地の県への売却などにより合計33億7,804万円余を予定しております。支出の欄をごらんください。支出としましては、土地造成事業原価や販売費及び一般管理費等を計上しておりまして、そのほか、公社の所有している固定資産を処分することによる61万円余の損失を計上しております。次に、4の資金計画でありますが、ごらんのとおり、68億5,950万円余を予定しております。

用地対策課につきましては、以上でございま す。

○図師技術企画課長 技術企画課でございま

す。

委員会資料の12ページをお開きください。財団法人宮崎県建設技術推進機構の平成21年度事業報告書について御説明いたします。

当推進機構は、1の事業概要に記載しておりますとおり、県及び市町村が守秘性や公平さなどの観点から民間企業の活用が図れない分野について、業務の補完、支援を行っております。平成21年度は、2の事業実績にあります積算検収事業などの事業を実施したところであります。

次に、13ページをごらんください。3の貸借 対照表についてであります。まず、Iの資産の 部でありますが、1の流動資産は、現金預金な ど合計で1億2,312万円余となっております。次 に、2の固定資産でありますが、基本財産やそ の他の固定資産などの合計は2億6,391万円余と なっております。流動資産と固定資産を合わせ た資産の合計は3億8,704万円余となっておりま す。次に、Ⅱの負債の部でありますが、未払い 金など合計で1,101万円余となっております。次 に、Ⅲの正味財産の部でありますが、合計で3 億7,602万円余となっております。正味財産合計 につきましては、前年度と比較しまして547万円 余の増となっております。正味財産につきまし ては、14ページから15ページの4の正味財産増 減計算書に詳細を記載しておりますので、後ほ どごらんください。

また、16ページの5の財産目録につきましては、貸借対照表と同様でありますので、省略させていただきます。

次に、17ページをごらんください。平成22年 度事業計画書についてであります。

1の基本方針に記載しておりますとおり、本年度も、積算や施工管理、総合評価落札方式な

どの事務について、県及び市町村の支援業務の 拡大に努めることとしております。平成22年度 は、2の事業計画にあります積算検収事業など の事業を実施することとしております。

次に、19ページをお開きください。3の収支予算書についてであります。まず、Iの事業活動収支の部でありますが、1の事業活動収入は、事業収入など合計で2億6,923万円余を見込んでおります。次に、2の事業活動支出でありますが、20ページをお開きください。事業費と管理費の支出の合計として、2億5,448万円余を見込んでおります。事業活動収入計から事業活動支出計を差し引いた事業活動収支差額は1,474万円余を見込んでおります。次に、IVの予備費支出としまして20万円を見込んでおります。平成22年度の当期収支差額としましては、1,337万円余を見込んでおります。

技術企画課につきましては、以上でございます。

〇白賀道路建設課長 道路建設課でございます。

委員会資料の22ページをお開きください。議 案第9号「工事請負契約の変更について」御説 明いたします。

1の事業概要でございます。一般国道327号地域連携推進事業(岩屋戸工区)に伴う野地トンネル工事の請負契約の変更についてであります。下に位置図を掲げておりますが、この工事は、椎葉村大字松尾において整備を進めております岩屋戸工区の延長1,019メーターのトンネル工事であり、条件付一般競争入札に付したものであります。

2に野地トンネル工事の概要を記載しております。

3の工事請負契約の概要をごらんください。

当初の契約金額が18億7,992万円、変更契約金額が19億7,644万5,000円を予定しております。契約の相手方はフジタ・矢野・内山特定建設工事共同企業体、契約工期につきましては、平成20年12月17日から平成22年12月25日まででございます。

4の変更理由につきましては、後ほど御説明いたします。

次の23ページをお開きください。上の図は岩屋戸工区全体の平面図であります。国道327号は地域唯一の生活道路であるとともに、日向と椎葉を結ぶ幹線道路であり、異常気象時等の孤立化防止や離合が困難な箇所の解消などを目的といたしまして整備推進を図っているところであります。平成4年度から着工し、今年度中の完成を目指しているところでございます。平成21年度末で約80%の事業進捗になっております。

下のほうに平面図を記載しております野地トンネルの施工方法につきましては、トンネル掘削の標準的な工法でありますナトム工法を採用しておりますが、これは、掘削した断面をまずコンクリートで吹きつけ、ロックボルトを挿入し、早急に地山と一体化させ、安定を図りながら掘進していく工法でございます。

御審議いただく工事請負契約の変更についてでございます。今回の工事では、一部区間におきまして、当初想定していた地質状況よりも軟弱な箇所が確認されたことから、ロックボルトやH形鋼を用いた鋼製支保工の施工数量を増加して補強する必要が生じたこと、また一部区間において当初想定していた以上の湧水が確認されたことから、排水材の設置など湧水対策の必要が生じたことなどによりまして、増額変更をお願いするものでございます。

工事請負契約の変更につきましては、以上で

あります。

次に、宮崎県道路公社の経営状況について御 報告いたします。

資料の24ページをお開きください。まず、平成21年度の事業報告書についてでありますが、1の事業概要に記載しておりますように、有料道路の料金徴収業務や維持管理などを行っております。2の事業実績でございます。事業実績の欄をごらんいただきますと、まず、一ツ葉有料道路北線につきましては、通行台数が年間228万台余、料金収入が4億円余、南線につきましては、通行台数384万台余、料金収入7億円余、小倉ヶ浜有料道路につきましては、通行台数54万台余、料金収入4,300万円余となっております。

次に、25ページをごらんください。財産目録でございますが、詳細の説明は省略させていただきます。資産の部並びに負債及び資本の部の合計でございますけれども、いずれも191億8,000万円余となっております。

次に、26ページをお開きください。貸借対照 表でございますが、内容につきましては、先ほ どの財産目録と同様でございます。

次に、27ページ、損益計算書でございます。 費用の部並びに収益の部の合計は、それぞれ11 億6,000万円余となっております。なお、償還準 備金繰入額5億9,600万円余が収入から支出を差 し引いた当期の利益でございます。

次に、28ページをお開きください。平成22年 度の事業計画でございます。

まず、1の事業概要でございますが、特に一 ツ葉有料道路につきましては、今年度予定され ております高速道路無料化の社会実験や、周辺 道路の整備による影響が考えられますことか ら、利用者を確保するため、広報やサービスな ど利用促進を図り、収益の確保に努めることとしております。

次に、29ページをごらんください。3の収支 計画と4の資金計画でございますけれども、い ずれも収入支出ともに合計22億7,000万円余を計 上しております。

道路建設課につきましては、以上でございます。

○満留道路保全課長 道路保全課でございます。

委員会資料の30ページと31ページをお開きください。道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、国道265号の落石事故以下12件でございます。事故内容別の内訳は、落石事故が4件、倒木事故が3件、側溝ふた不全事故が2件、停車帯陥没事故、路上障害物事故及び道路標識不全事故がそれぞれ1件となります。発生日、発生場所等につきましては、資料に記載のとおりでございます。損害賠償額の範囲は、7,600円から23万2,000円までとなっております。なお、賠償額はいずれもすべて道路賠償責任保険から支払われます。

報告事項の説明は以上でありますが、今後、 さらに道路パトロールを徹底するなど、道路施 設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

道路保全課につきましては、以上でございます。

〇川崎建築住宅課長 建築住宅課であります。

委員会資料の32ページをお開きください。損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

給水管の緩みによる漏水事故による損害賠償

であります。平成21年12月7日に都城市にあります県営一万城南団地におきまして、流し台下の隠ぺい部分となっている給水管の接合部の緩みにより少しずつ水が漏れ、その漏れた水が当該住戸の床下にたまった結果、家具にかびが発生しまして損害を与えたものでございます。この事故につきましては、調査の結果、管理責任が県に存すると判断し、記載の相手方と和解契約を締結したものであります。損害賠償の額は1万2,500円で、家具の買いかえ費用でありまして、一般会計予算の予備費から支払ったところであります。

33ページをごらんください。次に、県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

県営住宅の家賃などを滞納されている方に対 しましては、入居者の立場に立ったきめ細かな 納付指導を行っているところですが、受益者負 担の公平性を確保する観点から、悪質な滞納者 に対しましては、明け渡し訴訟などの法的措置 を講じているところであります。表に掲げてお ります2名につきましては、県営住宅の家賃な どを長期間滞納しており、これまでの再三の請 求に対しても家賃などの納付がないことから、 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33 条第1項の規定に基づきまして、住宅の明け渡 し請求を行いましたが、うち1名につきまして は、誠意ある対応が見られず、期限までに住宅 を明け渡さなかったことから、住宅の明け渡し と滞納家賃などの支払いを求めて訴えを提起す るものであります。また、もう1名につきまし ては、滞納している家賃を分割により納付する 旨の申し出があり、分割納付もやむを得ないも のとして和解を行うこととしたものでありま

す。表の右端の専決年月日をもちましてそれぞ れ専決処分を行ったものでございます。

34ページをお開きください。次に、宮崎県住宅供給公社の経営状況について御報告いたします。

まず、平成21年度の事業報告書についてであります。

1の事業概要でありますが、宮崎市にありま すキャンパスタウンまなび野における住宅や宅 地の分譲を初め、賃貸住宅及び賃貸施設などの 管理業務などを行ったところであります。

2の事業実績でありますが、一般分譲住宅1 戸、分譲宅地12区画の分譲事業や賃貸管理事業 などを実施したところであります。

35ページをごらんください。3の財産目録であります。資産の部につきましては、現金預金や分譲事業資産などの流動資産が24億483万円余、賃貸事業資産などの固定資産が59億5,282万円余で、合計83億5,766万円余となっております。これに対しまして、負債及び資本の部につきましては、未払い金などの流動負債が1億3,632万円余、預かり保証金や引当金などの固定負債が6億2,893万円余、資本金などの正味財産が75億9,240万円余で、合計が資産の部と同額の83億5,766万円余となっております。

36ページをお開きください。4の貸借対照表 でありますが、内容につきましては、財産目録 と同じでありますので、説明は省略させていた だきます。

37ページをごらんください。5の損益計算書についてであります。平成21年度に行いました分譲事業や賃貸管理事業、その他事業を合わせた事業収益は5億5,363万円余で、この事業収益に対します事業原価は4億1,245万円余であります。これに事業原価に配分できない役職員の人

件費や物件費などの一般管理費を加味いたしますと、事業利益は1,590万円余となっております。さらに、今申し上げました事業利益に、38ページのその他の経常収益及びその他の経常費用を加味しました経常利益は2,442万円余となっております。加えまして、特別利益の1,257万円余がありますので、これを加味しますと、最終的な当期純利益は3,700万円余の黒字となっております。

39ページをごらんください。平成22年度の事業計画書についてであります。

まず、1の事業概要でありますが、昨年度に 引き続き、賃貸住宅及び賃貸施設などの管理業 務や、キャンパスタウンまなび野及び倉岡ニュ ータウンの宅地分譲などを行う予定でありま す。なお、宅地の分譲につきましては、平成22 年度での完売を目指すこととしております。

2の事業計画につきましても、昨年度と同様、賃貸管理事業や分譲事業などを予定しております。

40ページをお開きください。3の収支計画についてであります。公社事業の大きな柱であります分譲事業が終息しますことから、事業利益の減少が避けられない状況でございまして、当期純利益といたしましては、1,374万円余の赤字を見込んでおります。このため、公社におきましては、住宅供給公社改革検討会を設置し、事業や組織の効率化、スリム化及び収支の改善などについて検討を進めているところであります。

4の資金計画につきましては、収入及び支出がそれぞれ26億1,995万円余となっております。

建築住宅課は以上であります。

〇水間委員長 執行部の説明が終わりました。 議案及び報告事項についての質疑はありません か。

○西村委員 道路公社についてお伺いしたいと 思います。今回、一般質問でも取り上げようと 思っていたんですけれども、小倉ヶ浜有料道路 のことですが、計画どおりにいけば平成25年度 ぐらいには完済できる見通しだというふうに聞 いていたんですが、この状況から考えても平 成25年度にまず間に合うのかどうか。

〇白賀道路建設課長 小倉ヶ浜有料道路についてでございます。委員御指摘のように、小倉ヶ浜有料道路は平成25年5月が料金徴収の期限になってございます。現在の見込みでは、21年度末で6億8,000万円余の未償還金額がございます。25年5月ですので、あと3カ年ぐらいですけれども、今の現状で見ますと、25年5月時点で約6億ぐらいの未償還金がまだ残るという状況になってございます。

○西村委員 当初からかなり見込みを下回るよ うな動きもありまして、また御存じのとおり、 平成25年度内には延岡から宮崎までが高速道路 で結ばれることが大体の目安になっているんで すけれども、そこの玄関口と結ぶわけですか ら、結んだことによってこの利用価値が高まる という部分もありますが、逆に言えば、今の状 況を見ると、そこを日向市民も避けるんではな いかと。御存じのとおり、すぐ隣には無料で渡 れるたいえい橋とか、国道10号線も拡幅してお ります。そういう状況からすると、ますます通 行量がふえても、利便性には比例することな く、逆にそこを避けられるんじゃないかと。100 円、200円、大型ではもう少し高いかもしれませ んが、100円をすごく敬遠されている市民の方が 多いんですが、できればタイミング的には高速 道路のアクセスと細島港を結ぶためにもという ことで、私としては同時に無料開放できないの かと。そのためには、このままいったのでは到 底無理なので何か対策を、当然、知事等のお考 えもあるでしょうけれども、複合的に県土整備 部でも案を出して考えていただきたいと思いま す。なかなか答えは出ないでしょうけれども、 方向性がありましたら、お願いしたいんです が。

〇白賀道路建設課長 先ほど申しましたように、小倉ヶ浜有料道路は平成25年5月が料金徴収期限ということになっておりますので、そのときに無料化するという予定にはなってございます。しかしながら、現時点での試算では、先ほど言いましたように、返済が厳しいという状況になってございますので、借入金の処理について道路公社が現在、国と協議を進めているところでもありますけれども、県といたしましても、道路公社とともに借入金の処理についてさまざまな方策を検討してまいりたいというふうには考えております。よろしくお願いします。

- **〇西村委員** ぜひお願いします。
- **○水間委員長** ほかにありませんか。
- ○蓬原委員 土地開発公社の解散についてでありますが、これは決まっていますから、このことについてどうのこうの言うつもりはないんですが、職員構成はどうなって、ここにいる職員の皆さんの行く末はどうなるんでしょうか。あっせんとかやっているんですか。

○服部用地対策課長 プロパー職員の処遇についてというお尋ねだと思いますけれども、プロパー職員の処遇につきましては、解散時に9名ほど残りますけれども、派遣中の職員がそのうちの8名でございまして、派遣先のほうで受け入れるということで話が既に決定しております。残りの1名につきましては、解散の時点で他の公社のほうに転籍しまして、その後、清算

事務を行いますので、その業務等に当たらせて、年度末でその職員は退職するということでございまして、プロパー職員の処遇につきましては、一応解決しておるという状況でございます。

○坂口委員 これは問題視してじゃないんです けれども、トンネルの契約変更ですが、以前は ついつい見過ごされがちだったようなケース で、契約のあり方を忠実に守っているというこ とで、約款とか歩掛かりに基づいた変更だなと いうことで、これは妥当なことということを前 提でなんですけれども、ここらの判断が難しく なってきているんじゃないかなというのを含め てなんですが、参考までに、一つには、今、技 術提案型の特に工法とか、こういったものに対 して、提案してから受注していくということの 中で、トンネルですから、当然、湧水とか地盤 が脆弱とかいうことでそれに対しての提案がな されると思うんです。特に破砕帯が超音波なん かで何カ所か想定される。湧水に係る提案とい うのはどこも上げてくると思うんです。そこと の兼ね合いと、提案したことに対して設計上求 められる、拘束できる提案部分と、それをはる かに超す部分の調整、そういうのが非常に難し くなってきているんじゃないかと思うんです。 今後こういったのを生かしながら、技術提案の ヒアリングのときに、具体的にどこらまで想定 しているのかと。これは物理的に無理だと思う んですけれども、湧水が一定期間でとまる湧水 と判断できれば、トンネルを水平に掘っていく んなら別ですけれども、傾斜しているトンネル を掘るとすれば、こちらからの湧水に当たった ときは傾斜の部分でこちらに流す方法とか、そ ういったいろんなことをヒアリングのときに やっておかれると、工期をまず短縮する、湧水 に関してはこれぐらいの工期のゆとりを持ちな がら設計変更を避けながらでもそれは自社で対 応するとか、とりとめのないことかもしれんの ですけれども、技術提案させての設計変更とい うのはすごく難しい部分が出てきているんじゃ ないかなということ。そういったものを詰めて いったときに、事前の超音波あるいは縦横斜め のボーリング、踏査、こういったものを相当入 念にやっていかないと、なかなか難しい、判断 しかねるような、設計変更に応ずべきか応ぜざ るべきかというような、ここらがどうですか。 今は、昔の流れと違って、設計変更には的確に 対応しなきゃいかん。サービス工事は絶対いけ ない。その中で技術提案をさせていて、想定さ れることが起こってしまって、それは想定して いたけれども、はるか事前に知り得る情報では 想定できなかった、事前に当然知り得たという ことの境界、これは第三者みたいなものを巻き 込んで判断していかないと難しいんじゃないか と思うんですけれども、具体的にはどんな対応 されているのかというのと、どんなことを感じ られたかがもしあれば。

○白賀道路建設課長 坂口委員おっしゃるような内容はございます。このトンネルにつきましては、20年度に発注しているんですけれども、総合評価でこのときには技術提案を事前にいただいて、いわゆる過度な、オーバースペックというような言い方をしていますけれども、そういったものにつきましては、この発注時点におきましては、まだ我々整理していなかったものですから、このときには、技術提案を受けて、落札したこの業者が提案してきたものに対しては現場で提案どおりやらせると。これにつきましては、設計変更はしないということで臨んでおります。そういったいろんな問題もあるとい

うことで、これ以降、総合評価で技術提案を求めるものに関しましては、あらかじめ公告で事前に、この内容についてはオーバースペックは評価しませんよというようなのは公告で打つようにしております。それ以降のトンネルの発注につきましては、そのような形で事前にお伝えはしているんですけれども、総合評価の技術提案についてはそのような処理をしているというのが一つでございます。

それと、このトンネルにつきましての大きな変更というのが岩種区分の変更でございまして、当初、掘削区分、支保工の区分ですけれども、C1だったのが現地でC1では心もとないと。安全上、支保工を伴うC2bに変更したいということで、これにつきましては、岩判定委員会という委員会をつくっておりまして、現場に行って岩判定委員会で判定してC2が適当だということで今回の変更に至った経緯もございますけれども、そういった現場での変更というものにつきましては、臨機に変更していくべきだというふうには考えております。

○坂口委員 そこらのところ、今ぎりぎりでやっていますから、業者に甘い辛いの問題じゃなくて的確に、最初の契約が求めているところ、期待しているところはどの部分かということで、オーバースペックなんてとんでもない話なんですけれども、提案した技術の中に、例えばこれはトンネル工事ですが、あれだけの事前の調査をやりながら、やってみて何ぼの部分で、提案されたことはあくまでもこの設計図書の信頼の上に立った提案であって、これが外での工事、広っぱあるいは山間部に掘削していって道路を開設していくとか、これとちょっと違って技術提案にも限界がある。あくまでも事前に知り得る情報をもとに提案していって、今

のように例えばС1からС2bに変わったなん ていうことで、この場合はたしか機械掘りで最 初から入っていたと思うんです。通常だと発破 掘りから入っていって、不可能なところを機械 掘りに変える。C1から入って岩判定をやりな がらC2に変えていくという、とにかく安く抑 えておいて、そしていたし方ないときには増額 しますよというものだから、逆だったら、そう 過酷な話にならないと思うんです。ある程度の ものを見ていって、それから減額していきます よと、C2がC1に変わったらとか、発破が ちょっとでも使えたらとか。だけど、この場合 は最初から機械掘りで入っていって、そして一 方ではC1で入っているという特殊なケース だったと思うんです。設計変更で相手を泣かさ ない、やらしちゃならないサービス工事を徹底 して避けていく、その中で限りなく競争させて いくということをやったときに、こういう見え ない部分あるいは水中での作業なんかに対して の設計変更のあり方と、当初の工法の設定の仕 方は、なかなか難しいと思うんです。これがま だ1億弱ぐらいの増額変更だったからよかった けれども、3割も4割も増額するようなときに 果たして本当に対応できるのか。業者はぎりぎ りのしのぎを削りながら、あらゆることを想定 して提案してきているということで、これは批 判じゃないんです。設計変更によく応じられた なということで、中身はわからないんですけれ ども、この姿勢のあり方というのは評価すべき かなと思って、さらにこういった状況の中で業 者に無理な負担を強いない、しかしながら、余 計な金は払っちゃいけないということで、今後 こういった変更を生かしていただいて、提案の あり方と、当初のいろんなことの対処での金額 につながる決定の仕方、単価なり歩掛かりな

り、そこを今後より生かしてほしいなというこ とで、要望でいいです。

〇水間委員長 おわかりいただけましたか。よ ろしくお願いします。

ほかにありませんか。

なければその他にしましょうか。そのほかに 何かありませんか。

○坂口委員 □蹄疫関係ですけれども、特に児 湯地域の景気・経済というものが致命的といっ ていいぐらいダメージを受けていて、これから いよいよそういったものが現象化してくると思 うんですけれども、従来だと、こういったカン フル剤というのは公共事業が一番効果が早くて 大きいということだったんです。そこで一つに は、公共事業の前倒しというのが実際どれぐら いのものが可能な範囲にあるのかなというの と、なかなかそのパイ自体がない中で地域に 限った前倒しは限界があるかなというのと、発 注の条件を整えるためにも限界があるかなとは 思うんですけれども、前倒しなんかを考えてい ただくとしたら、単年度内での前倒し、それか ら翌年度あたりのをちょっと早目にやれないか という、そこらを含めてどうですか。効果のあ るような数字は期待できないですか。

○成合管理課長 公共事業の前倒しでございますけれども、坂口委員の御発言のように、地域の経済、特に児湯郡は大変な状況になっておりまして、県土整備部としましても、でき得る限りの配慮というのは今後必要であろうかというふうに考えております。そういった中で、公共事業の前倒しでございますが、昨年は、委員御案内のとおり、経済・雇用緊急対策として上半期執行8割ということで、これは繰り越し分も含めてほぼ達成した状況でございます。一方、本年度は既に5月に総務部のほうから公共事業

の施行方針ということで通知が出ておりまして、その時点では口蹄疫の状況が現在ほど拡大しておりませんでしたので、通常の中小企業あるいは零細企業に配慮した速やかな発注ということになっております。また、そのあたりの取り組みについては、地域の経済復興につきましては、県民政策部なり商工観光労働部なり、全庁的な対策というのが今後出てこようかと思いますので、先ほど申しましたように、県土整備部といたしましては、できる限りの配慮、できる範囲内でというふうに現在考えているところでございます。

○蓬原委員 口蹄疫に関してですが、鉄道、その辺は総務ですかね。おわかりであればお答えいただきたいんですが、今、NEXCO、高速道路も踏み込みのところに水槽を全部つくっっていただきまして、全車両がそこを通るようになっています。鉄道が北から南に抜けて走るわけですが、鉄道に乗っていないものですから、どういう消毒の方式になっているのかなと不安がる声が私の地元でありまして、乗降するおです。延岡から都城まで抜けて鹿児島まで走っていますね。このあたりの消毒はやっていすったとが一つです。担当違いかもしれませんが。

○成合管理課長 申しわけありません。鉄道については県民政策部の総合交通課でございます。県土整備部では道路関係、先ほど部長のお話にありました港湾関係等については承知しておりますけれども、鉄道については承知していないところでございます。

〇岡田県土整備部次長 先週の日曜日ですが、 私、プライベートで宮崎駅に行きましたら、消 毒マットを敷きまして、乗降客の方は皆そこを 歩いていました。出入り口にマットが置いてあ るから、宮崎駅で行っておりますので、ほとん どの駅で行っているんじゃないかと思っており ます。

○蓬原委員 所管違いだと思いますけれども、 私もまた確認をとってみますけれども、車両の 消毒はしていないのかという話なんです。何か の会議で出たときには御確認、発言なりいただ いて、こちらはこちらで確認したいと思いま す。

皆さんそれぞれ消毒・埋却作業に、商工観光 労働部の場合は8回ぐらい職員さんが出ておら れるということで、実際大変だろうと思ってい ます。県庁は何年前でしたか、ボランティア休 暇というのをつくっていましたね。5~6年、 それ以上になるかもしれません。県庁の職員の 皆さん、実際、作業に出ておられて大変だと思 うんですが、100%皆さんじゃないですね。いろ んな職員のポジションがあると思うんですが、 土曜日曜あるいは平日でもボランティア休暇を 利用して、例えば軽微な消毒ポイントの加勢に 行ったとか、ボランティアに行ったとか、今は JAの職員さんがいっぱい出ていたりしていま すけれども、というのは、先ほど建設産業の話 が出ましたが、青年部の皆さんが、前回もそう ですけれども、口蹄疫のときにはかなり一生懸 命頑張ってくれたと。ボランティアですね。こ れは声を届けているところですが、職員の皆さ ん方がそうやって出られると残業手当がつくで はないか、建設産業の皆さん方はボランティア じゃないかというお話なんです。実際大変な作 業だと思うんですが、そういう中でふっと出て きたのが、ボランティア休暇というのが県には あるわけだけれども、そういうボランティア休 暇制度を使って消毒作業等に出られた方があるのかなというふうに思ったものですから、お尋ねしたところで、把握しておられれば教えてください。これも総務所管でしょうか。県土整備部の中でそういうことはありますか。

○成合管理課長 □蹄疫関係で職員のボラン ティアでございますけれども、私どもでボラン ティアというのは聞いておりませんけれども、 職員は、4月20日発生以降、連休前から県土整 備部も動員要請が来ておりまして、一つは埋設 作業する場合に掘削作業がございまして、土木 関係で、先ほど蓬原委員のほうから出ましたよ うに、建設業者の方が多く協力していただいて おります。その現場において掘削の指導要員と して、農業土木職と同じく土木技術職をかなり 派遣しているところです。それと一般の防疫作 業、これはボランティアではできないような殺 処分の補助とか、埋却の補助員、あるいは畜舎 の清掃・消毒作業、これにつきましては、県土 整備部で14日現在で1,200名ぐらいの延べ人数の 動員がかかっているところでございます。職員 1人当たりにしますと、3回、4回というよう な状況になっております。土日に出た場合に は、土日週末すべて作業しておりますので、県 職員の場合は代休をとるか、時間外対応という ことになっておりまして、県土整備部の中でボ ランティアで行かれたというのは私のほうでは 把握しておりません。中にはそういう方もい らっしゃるかもしれませんけれども、数字的な ものは確認しておりません。

○外山 衛委員 冒頭に部長が建設業界からも 十分な支援をもらっているとお話しされました。例えば、オペレーター関係で4月20日から 5月末で延べ約1,600名、消毒ポイント関係で延 べ1,500名の建設業界の方がボランティアを含め て、一部対価もあるでしょうが、協力しても らっているというところでもって、要望でもあ りますが、ずっと業界も非常に厳しい時代を過 ごしていますので、できることならば県執行部 からも外部にそのことを発信してもらって、確 かに建設業界も災害並みに動員して頑張ってい るんだということをマスコミを通じて発信して あげることも一つの役割じゃないかなと思って いますので、それはお願いしておきたいと思い ます。

○成合管理課長 外山委員の御意見のとおり、 現在、建設業協会、県協会の下に11の地区協 会、各市町村ごとに支部ができておりまして、 特に高鍋地区協会、小林地区協会、それから5 市5町で患畜、疑似患畜が発生しておりまし て、ほとんどすべての地区協会から協力体制を つくっていただいております。県協会に先週聞 きましたところ、埋設処分あるいは消毒ポイン トでの作業はもちろんですが、さまざまな御協 力をいただいております。例えば重機、埋設の バックホー、タイヤショベル、そういったもの は建築業のオペレーターの方しか扱えないとい うことで、オペレーターの方が高鍋地区では最 大で60名から70名の方が過酷な作業に従事され ているというふうに聞いております。そのほか の各市町村では消毒ポイントを自主的に設けて おりまして、県の場合はすべて委託でやってい るところなんですけれども、中にはボランティ ア的なものがあるのかもしれませんけれども、 そういったいろんな御協力をいただいていま す。こういった状況につきましては、特にマス コミ等にも、今、皆さん一生懸命、第一義的に 防疫対策に従事されていますので、機会あるご とに県協会あるいは地区協会のお話を聞いた上 で、いろんなところで県土整備部としても取材 等がございましたら対応してまいりたいと存じます。

〇外山 衛委員 お願いしておきます。

〇山下副委員長 関連でお伺いしたいと思うんですが、発生地から10キロ、20キロは制限をかけていますけれども、その中で工事の中止を求めているところがあるんでしょうか。

○図師技術企画課長 工事の中止についてのお 尋ねでございます。6月10日時点で数字を確認 しておりますけれども、移動制限区域内10キロ 圏内で県土整備部所管の工事が、業務委託含め まして全部で434件ございます。このうち工事の 中止を行っている、あるいは工事の中止を検討 している箇所を含めまして、工事が13件でござ います。業務委託、工事の見合わせをしている のが3件、合計16件が工事の中止あるいは工事 の中止を検討しているという状況でございま す。

〇山下副委員長 都城のほうでもお伺いが出た んですが、都城野尻線、有水高原線ですか、県 道なんですが、これも工事中止を言ってきた と。長期化するだろうと思うんです。終息して も3週間ぐらい、再開できるまではかなり長期 に及ぶだろうと。業界の人たちは非常に不安に 思っておられるんです。例えば、作業員の雇用 の問題、重機を借りているリースの問題、資材 等の発注、その辺が見通しが立たないというこ とで不安を持っておられるんですが、その辺の 適宜の説明とか対応とかされているんでしょう か。

○図師技術企画課長 委員御指摘のように、工事の中止となりますと、現場がとまるだけではなくて、会社、企業の経営、そちらのほうへの影響も考えられます。そういうことから、工事の中止というのは慎重に検討した上で行うとい

うことにしておりますけれども、今回の都城の 案件につきましては、畜産地帯ということで、 地域の首長さん方の御意向を酌み取るような形 で緊急に対応したものだというふうに考えてお ります。そういうことで緊急に対応しておりま すので、建設業者等への細かな連絡といいます か、その辺がまだ十分ではなかったかもしれま せん。ただ、工事の中止につきましては、工事 契約約款というのがございますけれども、これ によりまして、甲乙協議のもと、損害等が発生 した場合には甲のほうが、発注者がその損害を 計上するということが可能な制度になっており ます。その辺の対応を建設業界の方々に十分周 知したいというふうに考えております。

〇山下副委員長 業者の皆さん方も、先ほどありましたように、大変厳しい中で経営しているということで不安が広がっておりますから、早期に協会あたりとの詰めをしていただければありがたいと思っています。要望しておきます。

○西村委員 先ほど外山委員が話されたことは、私もほとんど一緒のことを話そうと思っていたんですが、建設業界が疲弊している中でもこういう場にあったらやはり一番頼りになる。特に、現地の埋却等では動員をされて、その方々がいないと進まない状況にあるのは御理解いただいているとおりなんですけれども、その中で、休業補償等、もしくは9,000円日当が出るとか、そういう話、それが高いか安いかは別として、今、休業補償はどのぐらい設定されているんでしょうか。

○成合管理課長 委員の御質問は建設業者の方 の埋設処分従事の関係でございますか。

〇西村委員 はい。

○成合管理課長 高鍋地区協会を中心に今回の□蹄疫関係対策作業では、一つが埋却処分、そ

れから農場で埋却する場合の囲いネットの作業、消毒ポイントでの作業、大きく3つございますけれども、いずれも緊急施工のような委託契約、単価契約をしておりまして、例えば県土整備部でいいますと、道路パトロールのような業務委託と同じような形で、重機1台当たり1日幾らとか、あるいは重機のオペレーター1日当たり8時間労働で幾らとかいう単価契約を県がしておりまして、それに基づいて実績を報告いただいて、その分を支払うと。これは半月分ぐらいをめどに支払っているというふうに聞いております。

○西村委員 それは各企業ですか。それとも地 区の建設業協会ですか。

○成合管理課長 契約のほうは地区協会としているということで聞いております。

○西村委員 防災協定を結ばれて、積極的に協力する団体ではありますから、それに従事していたばかりに本業がおろそかになってしまったような、次の災害につながったらいけませんので、従事する方は高い志でやっていますけれども、聞こえてくるのは一番厳しい現場を任されているという話で、行きたくないという話も聞いています。そこら辺も十分ケアしていただきたいと思います。要望です。

○水間委員長 ほかにありませんか。

○坂口委員 関連してですけれども、さっき副委員長からあったように、工事中止が、約款でも何でもでしょうけれども、業者側が申請したとき初めてという申請主義ですね。今度は協議に入るときに前提になるのが指示書だと思うんです。少なくとも指示書の中で残すべき業務内容についての希望明示──現場管理、安全管理はあなたがやってください、仮設についてもこの部分は残しなさいよと、代理人は張りつける

んですよというような細かな希望についての指 示書を出しておかないと、申請があってもなか なかできない。県から設計変更するから出てき なさいというこちらからの呼びかけというルー ルでもないから、そこのところを業界に周知し ておくことと、現場の担当が指示書を的確に 切っておかないと変更に応じられなくなるとい うことが多分まだ周知されていないと思ったほ うがいいと思うんです。これまで何件あったか わかりませんけれども、だからそこのところを 徹底していただいて、今後のためにも、工事の 一時中止に伴う設計変更というものをきちっと 積極的に取り入れていくというか、採用してい くということで、その方法と、現場なり担当者 の心構え、両方に周知してほしいなと、これは 要望です。

○図師技術企画課長 坂口委員の御発言でございますけれども、工事の中止命令については、きちんと監督員から各企業に対して指示書を出すようにということで指導しております。御指摘のように、設計変更に耐えられるように、現在の状況がどうなっているのか、そのあたりも含めて各企業のほうと打ち合わせを行うようにしっかり指導したいと思います。

○坂口委員 簡易な契約の変更に係る希望についての確約、業者と合意したものが少なくとも必要になってくると思うんです。指示書とそれが前提でないと、特に大きい工事になったら設計変更で実際出そうと思っても出ないということで難しいと思うんです。これは答弁はいいんですけれども、ぜひそこのところをというのと、現場にこれだけの機械が、リース屋も含めてほとんどの機械が埋却現場に入っているということ、それがまた自分の現場に帰っていくということ、リース屋なんかのは事務所に帰って

いったらどこにまたそれが出ていくかわからないということで、消毒、防疫の徹底――特に現場に行って実際発病した家畜の埋却やって、取り上げたり運んだりしているわけです。土がつく。いろんなものが付着する。とにかくそこから持ち出すときの消毒の徹底ですね。持ち帰ってからの消毒じゃ間に合わないと思うんです。どこに行くかわからないということで、これをぜひ徹底してほしい。これもお願いにしておきます。

○西村委員 私も一般質問で予定していたんですけれども、細島港の重点港湾入り、これは6月中旬ぐらいから8月には最終決断を国が出すということで、口蹄疫でばたばたしているときなんですけれども、県政課題として、これが入るか入らないか、県北にとっても県全体にしても非常に大きいものですから、質問したいと思いますけれども、重点港湾入りに向けての最後の動き、6月中というような話もありますが、このあたりの現状はどうでしょうか。

○野田港湾課長 お尋ねの重点港湾に対する取り組みでございますが、西村委員がおっしゃいましたように、重点港湾の選定につきましては、国が夏ごろまでにという言い方をされております。県としましては、それに向けまして、民間団体と地元の日向市あたりと一緒になって国への要望活動をこれまでも行ってきておりますし、できれば今月中に再度、三者が一緒になって要望活動を行いたいということで、今、調整を行っているところでございます。

〇西村委員 我々の会派でこの前、上京して国 交省の担当者と話したときに、まだ宮崎県の港 湾計画に甘さがある、細島港の港湾計画に甘さ があるという指摘がありまして、それは担当課 の方、日向市のほうにも話しました。その改善 がなされたのかということと、我々も訴えたんですけれども、将来の中国木材とか、ソーラーフロンティアですか、昭和シェルのこれからの拡大にあわせて細島港は重要だということを訴えさせてもらったんですけれども、国交省の予算のポイントというのが、平成21年12月に出されたものでは、地域の拠点性と貨物取扱量の実績というのが明確に書いてあるわけです。将来の伸びしろと言ったところで国のほうが聞いてもらえるかなという不安が逆に出ました。そのあたりを踏まえての港湾計画の策定状況はどうでしょうか。

○野田港湾課長 今、県内に3つ重要港湾があ りますけれども、細島港は一番最初に整備が済 んだ港でありまして、その反面、かなり老朽化 した施設が多いということが一つと、それから 昔は船が小さかったものですから、水深の浅い 岸壁が多いということで、今の大型船への対応 になっていない。結果的には使われていない岸 壁が多くなっているという状況になっておりま して、これにつきまして、国から整理をするよ うにと言われております。利用する岸壁と利用 しない岸壁をきちんと色分けしていきましょう ということなんですが、これにつきましては、 既にほとんど作業が終わっておりまして、後は 正式な事務手続――地方港湾審議会にかけて港 湾計画を変更していくという、その段取りが大 体固まった状況でございまして、7月上旬には 地方港湾審議会を開催できるのではないかとい うふうに考えております。

○西村委員 7月上旬に審議会をやった上で決定したことを受けて国に再度のお願いというか、最後のお願いに行かれると思うんですけれども、今までは何をやっていたかという、後手後手なんです。いざこうなってからばたばたと

やり始めたと。日向市も何度も何度も上京され て、同じような問題点を向こうから聞かされ て、当然県も聞いていて、逆に言えば、何回も 上京して何回も国交省から話を聞いて、私とし ては何をしに上京ばかりしたのかなという悔し い思いもあるんです。いざ、6月、7月にいよ いよ最後だ、締め切りだとなったときにばたば たと決めなきゃいけないと。その前に口蹄疫み たいな問題もありましたけれども、これは県の 対応が、ことし、去年だけの問題じゃなくて、 その前からの見通しというものが甘かったん じゃないかなと思います。これは反省をしてい ただいて、重点港湾入りしなければ今後の細島 港の活用というのは、日向だけじゃありません し、何としても一日も早く審議会の準備をして いただきたいと思います。これは要望以上のも のはありませんけれども、宮崎県全体のことで すので、ぜひお願いします。

○水間委員長 ほかにありませんか。

なければ私のほうから部長にお尋ねしたいん ですが、口蹄疫の問題で先ほどから質問があり ますように、こういう災害時に対する建設業者 の皆さん方のいろんな意味での協力が今まで あったわけです。昨今の公共事業の予算の削減 等々、建設業者の皆さん方は非常に大変な時期 に当たられて、その中で口蹄疫の発生です。業 者の皆さん方が言うには、こういうときだけ我 々を使うのかと。もうちょっと県も、いざとい うとき、こういうことがあるんだから、我々一 生懸命頑張るんだから、いざというときの仕事 の発注の仕方ももうちょっと――先ほど前倒し の発注の問題もありましたけれども、ここに来 て、建設業者の皆さんが、今もそうですが、よ くお手伝いをいただいている。協力いただいて いる。このことを県土整備部のトップとして知 事に申し上げたりという面で業界の一つの活性 化といいますか、見返り事業といったらおかし いですが、何かそういうことも考えていただき たいなと思うんですが、部長としてはどうで しょうか。

○児玉県土整備部長 先ほどから口蹄疫関係で業界の話をいろいろお聞かせいただきました。 私どもも建設業界に非常に頑張っていただいていると思っていまして、大変感謝しているところでございます。聞くところによりますと、現場で石灰をまいたり、建設業の人たちがオペレーターとしてやるのを周りの人たちが見て、さすがに出られているなという話も伝え聞こえておるところでございます。私も力強く心強く思っておるところでございます。

これは口蹄疫に限らず、災害のときもそうですが、災害のときに真っ先に対応していただくのは建設業界の皆さんたちです。雇用とか経済という意味では、県内の1割ぐらいを占める大変重要な産業だというふうに認識しております。一方で、委員長おっしゃられましたように、大変厳しい状況にもあるということで、私どもとしても何とか業界を盛り上げるようなことを考えていかなきゃいかんと。一つは、予算をいかに確保するかということだと思いまして、そういう面も一生懸命努めておるわけです。

今回もいろんな形で頑張っていただいておりますので、一つには、外山委員のほうから話がありましたが、業界が頑張っているのを何とかうまくマスコミが取り上げてくれんかなということで、県政記者室に取材の要請もお願いしましたし、私が個別に知っている記者にもそういう話をしたところでした。記者のほうからも、そういうふうに自分たちも思っていると。取材

もしているけれども、逆に業界の方たちが今は 余り書いてくれるなと。今、余り我々が表に出 るといかんということですので、記者の方たち もその辺は十分認識しているということでござ います。そういったPRといいますか、そんな こともしながら、抜本的には業界を今後どうし ていくかということを我々としても考えていか ねばいかんと。今は早く終息させるということ にみんな一丸となって取り組まねばいかん時期 でありますけれども、ある程度終息してくれば 復興支援ということも考えていかねばいかんと 思っています。そういった中で、先ほど高鍋管 内の話も出ましたけれども、口蹄疫でかなり痛 めつけられたところをどう復興支援していく か、そういったことも含めて今から考えていき たいと思います。これは県土整備部だけじゃな くて、全庁的に考えていく中で、知事ともいろ いろ相談しながら、私どもとしても前向きに一 生懸命取り組んでいきたいと考えているところ でございます。以上でございます。

○水間委員長 まさに部長のありがたいお言葉をいただきました。県内の建設業者の皆さん方の話をしましたが、全庁的というお話の中でもこれは全産業ですね。畜産農家の皆さんも大変なんです。波及するすべての業種に影響が出ています。そういう意味では、宮崎県の経済を疲弊させないためには、県土整備部も、分野横断という表現がありますが、起点となって今後の取り組みをよろしくお願いしたいと思います。どうかお願いいたします。

ほかにはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○水間委員長 それでは、以上をもちまして、 県土整備部を終了いたします。執行部の皆様に は御苦労さまでございました。 午後2時24分休憩

午後2時29分再開

〇水間委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会の日程の最終日に行うことになっておりますので、あす行いたいと思います。開会時刻を1時30分としたいのですが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇水間委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

そのほかに何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○水間委員長 なければ、以上で本日の委員会を終了いたしたいと思います。

午後2時30分散会

午後1時0分再開

出席委員(9人)

| 委 | 員 | | 長 | 水 | 間 | 篤 | 典 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 副 | 委 | 員 | 長 | Щ | 下 | 博 | 三 |
| 委 | | | 員 | 外 | Щ | 三 | 博 |
| 委 | | | 員 | 蓬 | 原 | 正 | 三 |
| 委 | | | 員 | 外 | Щ | | 衛 |
| 委 | | | 員 | 西 | 村 | | 賢 |
| 委 | | | 員 | 太 | 田 | 清 | 海 |
| 委 | | | 員 | 新 | 見 | 昌 | 安 |
| 委 | | | 昌 | 坂 | | 博 | 美 |

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査本田成延議事課主査関谷幸二

〇水間委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいで しょうか、一括がよろしいでしょうか。

[「一括」と呼ぶ者あり]

〇水間委員長 それでは、一括して採決をいた します。

まず、議案第9号「工事請負契約の変更について」、議案第10号「財産の取得について」、 議案第12号「宮崎県土地開発公社の解散について」、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水間委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号、第10号、第12号及び報告第2号につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いでございますが、継続 審査が1件、新規請願が1件出ております。

まず、請願第9号は継続審査となっておりますが、この取り扱いはいかがいたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時4分再開

〇水間委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第9号を継続審査とすることに賛成の方 の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○水間委員長 挙手多数であります。よって、 請願第9号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第38号「宮崎地方最低賃金改正についての請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

午後1時15分再開

〇水間委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第38号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇水間委員長 挙手多数であります。よって、 請願第38号は継続審査とすることに決定いたし ました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、閉会中の継続審査 としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水間委員長 御異議ありませんので、この 旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時20分休憩

午後1時27分再開

〇水間委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、今のことを踏ま えながら、正副委員長に一任させていただきま す。それでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇水間委員長 それでは、そのようにいたしま す。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同 盟会総会における委員長報告骨子案についてで あります。今年度は7月23日(金)に開催を予 定いたしております。当同盟会は、当委員会が 主体となって活動を行うことになっておりまし て、昨年の総会以降の経過を中心に委員長が報 告を行うことになっております。この報告に当 たりまして、お手元に配付の委員長報告骨子案 をもとに行いたいと思いますが、御意見はあり ませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時30分再開

〇水間委員長 委員会を再開いたします。

今お手元にありますが、御意見ございません か

それでは、総会における委員長報告につきましては、訂正する部分もあるようでしたが、詳細につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水間委員長 それでは、そのようにいたします。

なお、総会当日は、午前11時から総会における委員長報告を協議するための全員協議会が開催されまして、午後1時半から基調講演、午後2時10分から総会となります。23日は午前中から時間をあけておいていただきたいと思います。

次に、閉会中の委員会についてであります。 7月は、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同 盟会総会の前々日、21日(水)に高速道路の整 備等についての説明を受け、質疑を行った後 に、総会における委員長報告について協議を行 います。よろしくお願いいたしたいと思いま す。

次に、県外調査について協議をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時32分再開

〇水間委員長 委員会を再開いたします。

県外調査につきましては、10月13日から15日 にかけて実施することとしまして、詳細につい ては正副委員長に御一任いただくことで御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇水間委員長 それでは、そのように決定いた します。

なお、具体的な行程につきましては、後日、 連絡いたしますが、また皆様方も御指示いただ きたいと思います。よろしくお願いいたしま す。

そのほかについて何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○水間委員長 なければ、私ども委員会に付託 されました議事はすべて議了いたしました。委 員の皆様、長時間お疲れさまでした。

午後1時33分閉会